

# 青森県環境影響評価 技術指針マニュアル

令和4年10月

青 森 県



## 青森県環境影響評価技術指針マニュアル 目次

はじめに

第1章 技術指針マニュアルについて（目的等）

第2章 技術指針の一般的事項について（条文の具体的な解説）

第3章 各論（環境要素毎の具体的な解説）

3-1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素

3-1-1 大気環境

- (1) 大気質
- (2) 騒音
- (3) 振動
- (4) 悪臭
- (5) 風害

3-1-2 水環境

- (1) 水質
- (2) 水底の底質
- (3) 地下水の水質及び水位
- (4) 水象

3-1-3 土壌環境・その他の環境

- (1) 地形及び地質
- (2) 地盤（地盤沈下）
- (3) 土壌（土壌汚染）
- (4) 日照阻害
- (5) 電波障害
- (6) 風車の影

3-2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

3-2-1 陸生植物（重要な種及び群落）

3-2-2 陸生動物（重要な種及び注目すべき生息地）

3-2-3 水生生物（重要な種及び群落並びに注目すべき生息地）

- (1) 陸水域
- (2) 海域

3-2-4 生態系（地域を特徴づける生態系）

3-3 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的文化的遺産等への配慮を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

3-3-1 景観（主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観）

3-3-2 人と自然との触れ合いの活動の場（主要な人と自然との触れ合いの活動の場）

3-3-3 文化財等

3-4 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

3-4-1 廃棄物等

- (1) 廃棄物
- (2) 副産物（残土）

3-4-2 温室効果ガス等

3-5 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

3-5-1 放射線の量

参考文献



## はじめに

### 環境アセスメントとは

環境影響評価（環境アセスメント）は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、事業者があらかじめ、事業の実施が環境に与える影響について調査・予測・評価を行い、環境保全対策を検討することにより、公害の発生や自然環境の破壊を未然に防止し、事業の内容を環境保全上より望ましいものにしていく仕組みである。

県では、平成9年4月1日から「青森県環境影響評価要綱」により行政指導として環境影響評価制度を運用してきたが、平成12年6月23日から「青森県環境影響評価条例」を施行したことにより、環境影響評価の実施が事業者の義務になった。

環境影響評価制度は、環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくために重要な役割を持っているが、この役割が十分に果たされるためには、地域住民が環境影響評価の手続に参加することが必要であり、事業者には、住民意見を事業内容に反映させていくことが求められる。

### 青森県環境影響評価条例の手続きの流れ

青森県環境影響評価条例の手続きの大まかな流れを図1に示す。

### 青森県環境影響評価条例における対象事業の規模要件

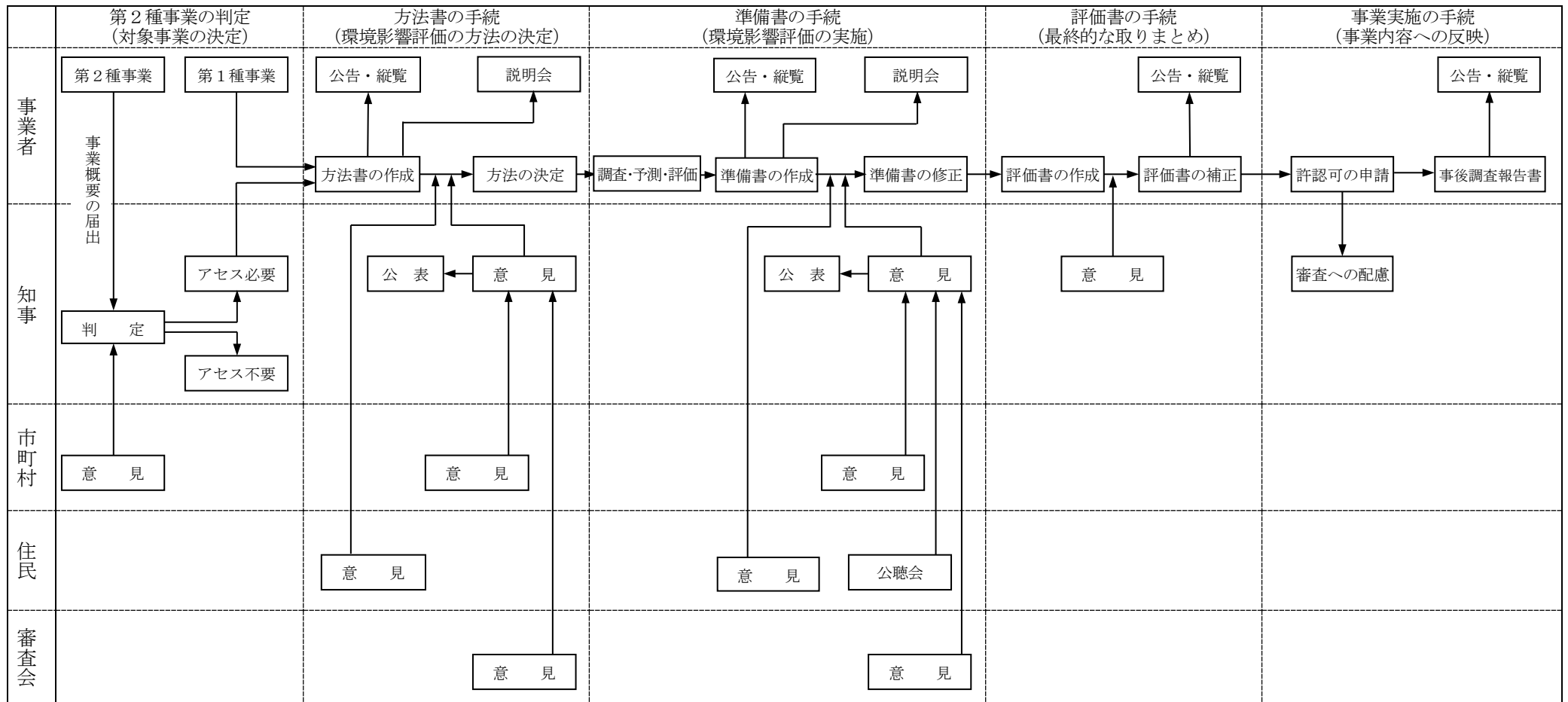
青森県環境影響評価条例における対象事業の規模要件の概要を表1に示す。

### 環境影響評価を行う項目

環境影響評価は、事業の特性等に応じて、次の項目について行う。

- 1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
  - ・ 大気環境・・・大気質、騒音、振動、悪臭、風害
  - ・ 水環境・・・水質、水底の底質、地下水、水象
  - ・ 土壌環境など・・・地形及び地質、地盤、土壌、日照障害、電波障害、風車の影
- 2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
  - ・ 陸生植物
  - ・ 陸生動物
  - ・ 水生生物
  - ・ 生態系
- 3 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的文化的遺産等への配慮を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
  - ・ 景観
  - ・ 人と自然との触れ合いの活動の場（野外レクリエーション地）
  - ・ 文化財等

- 4 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素
  - ・廃棄物
  - ・温室効果ガス
- 5 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
  - ・放射線の量



1 第2種事業の判定  
第1種事業は必ず環境影響評価を行うが、それより規模が小さい第2種事業は環境影響評価を行う必要があるかどうかを個別に判定する。

2 方法書の手続  
事業者は環境影響評価を行う方法を記載した方法書を作成して公告・縦覧し、これについて環境保全上の意見を有する者は誰でも意見を述べることができる。  
知事は、住民の意見に配慮し、市町村及び専門家で構成する審査会の意見を勘案した上で、方法書について意見を述べる。

3 準備書の手続  
住民や知事の意見を受けて、事業者は環境影響評価の方法を決定し、環境影響評価を実施した後、その結果をまとめた準備書を作成する。  
事業者は準備書を公告・縦覧し、これについて環境保全上の意見を有する者は誰でも意見を述べる  
ことができる。  
知事は、住民の意見に配慮し、市町村及び専門家  
で構成する審査会の意見を勘案し、必要に応じて公  
聴会を開催した上で、準備書について意見を述べる  
。

4 評価書の手続  
住民や知事の意見を受けて、事業者は準備書の内容を再検討し、必要に応じ追加調査等を行い、準備書を修正して評価書を作成する。  
知事は、評価書について意見を述べ、これを受けて事業者は評価書の内容を修正して最終的な評価書を作成し、公告・縦覧する。

5 事業実施の手続  
事業の実施に当たって事業に関する法律に基づく許認可等を要する場合、許認可権者は、評価書の内容に配慮する。  
また、事業者は評価書に基づき、工事中や供用後に環境の状況等について事後調査を行い、事後調査報告書を作成し、公告・縦覧する。

図1 環境影響評価条例の手続きの流れ

表1 青森県環境影響評価条例における対象事業の規模要件

	事業の種類	第1種事業	第2種事業
1	道路		
	国道、県道、市町村道等	4車線以上・長さ10km以上	4車線以上・長さ5km～10km
	林道 トンネルの建設	幅員6.5m以上・長さ20km以上 2車線以上・掘削量50万m <sup>3</sup> 以上	幅員6.5m以上・長さ10km～20km以上
2	ダム、堰 <sup>せき</sup> 、河川工事		
	ダム、堰 <sup>せき</sup>	貯水面積100ha以上	貯水面積50ha～100ha
	湖沼開発・放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積50ha～100ha
3	鉄道、軌道		
	普通鉄道・軌道	長さ10km以上	長さ5km～10km
	トンネルの建設	掘削量50万m <sup>3</sup> 以上	
4	飛行場		
	滑走路の新設	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,250m～2,500m
	滑走路の延長	延長500m以上	延長250m～500m
5	発電所		
	水力発電所	出力3万kW以上	出力1.5万kW～3万kW
	火力発電所	出力15万kW以上	出力7.5万kW～15万kW
	地熱発電所	出力1万kW以上	出力0.5万kW～1万kW
6	風力発電所	出力1万kW以上	出力0.75万kW～1万kW
	廃棄物処理施設		
	焼却施設	焼却能力1日100t以上	
	し尿処理施設	処理能力1日100kL以上	
7	P C B 処理施設	すべて	
	最終処分場	すべて	
	公有水面の埋立干拓	面積50ha超	面積25ha～50ha
	土地区画整理事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
9	新住宅市街地開発事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
10	工場事業場用地造成事業	面積50ha以上(工業専用地域100ha以上)	面積50ha～100ha(工業専用地域)
11	新都市基盤整備事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
12	流通業務団地造成事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
13	宅地造成事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
14	農用地造成事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
15	工業・事業場		
	排ガス量	20万m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h以上	10万m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h～20万m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h
	排水量	平均1万m <sup>3</sup> /日以上	平均0.5万m <sup>3</sup> /日～1万m <sup>3</sup> /日
	下水汚泥の焼却施設	焼却能力1日100t以上	
16	畜産施設		
	牛	飼育数3,000頭以上	飼育数1,500頭～3,000頭
	豚	飼育数3万頭以上	飼育数1万頭～3万頭以上
	鶏	飼育数100万羽以上	飼育数30万～100万羽以上
17	ゴルフ場・レクリエーション施設等		
	ゴルフ場	9ホール以上	
	レクリエーション施設	面積50ha以上	面積25ha～50ha
18	土石の採取	面積50ha以上	面積25ha～50ha
19	建築物の新設	高さ100m以上	高さ50m～100m



## 第 1 章 技術指針マニュアルについて（目的等）

## 第1章 技術指針マニュアルについて（目的等）

### 1 技術指針マニュアルの目的及び基本的な考え方

#### 1-1 技術指針マニュアルの目的

技術指針マニュアル（以下、「マニュアル」という。）は、青森県環境影響評価条例（平成11年12月24日 青森県条例第56号、以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき定めた青森県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という）に記した対象事業に係る環境影響評価が適切に行われるために必要な技術的な事項について、具体的な解説を行うものである。

#### 1-2 マニュアルの基本的な考え方

このマニュアルは、条例に基づいて環境影響評価を実施する事業者及び調査会社等を主な対象としており、事業者等が調査等に関する一定の知識や技術を有することを前提とする。

マニュアルには、環境影響評価に係る調査等の基本的な手法等を示すが、個々の事業特性や地域特性、新たな知見や技術等により、より適切な手法等を選択することを妨げるものではない。さらに、今後の環境影響評価の実績や調査・研究の進展等により、技術指針の見直しとも整合を図りつつ、適宜必要な改定を行う。

### 2 環境影響評価の基本的な考え方

#### 2-1 「事業実施前に環境に配慮する」

環境影響評価（いわゆる環境アセスメント）とは、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者自らが、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業が及ぼす環境について適正に調査、予測及び評価を行い、その過程において環境保全措置を検討することにより、その事業計画を環境保全上、一層望ましいものとしていく仕組みである。

これは、事業に対して適切かつ持続的な環境の保全を可能にするためのものであり、本県の環境基本計画等に定める環境の将来像を実現する上で重要な仕組みの一つである。

ただし、環境影響評価を実施する主体は、あくまでも事業者自身であり、自らの努力による環境への配慮や保全のための措置について、単に制度上の手続きの一つと捉えることに留めることなく、これらの措置とともに環境監視結果等を広く住民に周知し、情報開示していくという姿勢が重要である。

#### 2-2 「早期の段階から環境面の配慮を検討する」

環境影響評価の制度は、事業の実施段階に行ういわゆる「事業アセス」であるが、事業のできるだけ早い段階から環境面での検討を行い、事業者自らが事業実施の可否を含めて、環境面への配慮を事業計画に反映することが重要である。

このため、事前の現地踏査やヒアリング、広範囲にわたる資料収集により、地域特性の把握が必要である。併せて、実施しようとする事業の特性を勘案し、環境保全の観点から事業の具体的な計画を検討することが必要である。

これによって、多大な費用と労力を注いで調査、予測及び評価を行ってから、環境への影響を回避、低減するため、計画の大幅な変更を余儀なくされるようなリスクをできるだけ小さくする

ことが可能となる。

なお、事業を計画する場合、環境影響評価制度が最初の住民手続であり、環境保全上の観点から幅広く住民の意見を聴くものである。しかし、環境影響評価の手続に入る前に、住民に事業計画を十分説明していないため、事業に対する反対意見が提出されたり、環境調査に係る住民の協力が得られないなど、トラブルが生じるケースが多い。

このため、事業者は、事業計画についての情報を公開し、住民の理解を求め、合意形成を進めてから、環境影響評価の手続を行うことが必要である。

### 2-3 「科学的な方法に基づいた調査、解析を実施する」

環境影響評価が説得力を有するためには、科学的かつ合理的な調査、解析等の手法により、定量的、客観的に実施する必要がある。これらの方法については、環境影響評価方法書、準備書及び評価書の各段階において、詳細に記述し、例えば、再現性についても記述を心がけるべきである。ただし、将来の環境の状況を予測するにあたっては、不確実性を伴うことも多いことから、影響の程度を評価する際には、同時に不確実性の程度についても併せて述べる必要がある。また、科学的、客観的な事実と推論は明確に区別して記述する必要がある。

### 2-4 「地域環境に関する情報を収集する」

事業者が自ら現地において調査する場合、最初から長期にわたる地域環境の情報を詳細に収集することは、費用的にも時間的にも限界がある。そこで、行政や研究機関等により既に実施された様々な調査結果を文献により収集するとともに、地域における専門家や環境活動を行っている住民、NPOからも情報を集めることが効率的である。

このため、事業計画の進捗に応じて、どのような事業を実施しようとしているのかを公開し、環境保全の見地から必要と考えられる情報を地域住民等から入手することができるよう幅広く働きかける必要がある。これを環境影響評価の初期段階で手続化したものがいわゆる「方法書手続き」である。事業者が知り得ている地域環境の特性と事業の特性を整理し、それらを勘案した環境影響評価の項目と手法を公開し、地域環境に関する各方面の情報を、環境保全の見地からの意見としていただくものである。

また、文献資料による情報を扱う際には、常に最新の情報を採用するよう努めるとともに、過去の情報も調査し、経年変化を把握する必要もある。

表 地域概況の把握に利用可能な地図情報

サイト名	概要	URL
環境アセスメントデータベース EADAS (環境省大臣官房環境影響評価課)	各種法規制、自然環境、景観、ふれあい活動等の情報	<a href="https://www2.env.go.jp/eiadb/">https://www2.env.go.jp/eiadb/</a>
国土数値情報ダウンロードサービス(国土交通省国土政策局 国土情報課)	各種法規制	<a href="http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/">http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/</a>

サイト名	概要	URL
自然環境調査 Web-GIS (環境省自然環境局生物多様性センター)	現存植生図、植生自然度、特定植物群落、巨樹・巨木林	<a href="http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html">http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html</a>
基盤地図情報ダウンロードサービス (国土地理院)	行政区画の境界線、建築物の外周線など	<a href="https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php">https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php</a>
海の情報 (海上保安庁 海洋情報部)	海域の流況や水質などの海洋情報	<a href="https://www1.kaiho.mlit.go.jp/umi.html">https://www1.kaiho.mlit.go.jp/umi.html</a>

## 2-5 「事業による環境影響について住民等に説明し、さらに必要な情報を提供する」

環境影響評価では、事業者自らが環境調査を実施し、予測及び評価を行い、住民等の意見に配慮しながら準備書や評価書を作成することとなるが、可能な限り環境影響を回避、低減するとしても、影響が全く及ばない場合は極めて少ない。しかし、評価として、「影響は軽微である。」とか、「影響はほとんどない。」という表現を並べる場合が多いため、むしろ環境影響評価全体の信頼を失うおそれが生じる。このようなことが生じないよう、事業者は事業に関係する情報を住民等に積極的に公開し、環境影響評価のプロセスで収集された情報をもとに、より環境に負荷を与えない事業になるよう配慮しなければならない。

例えば、準備書や評価書に回避、低減策の内容を具体的に記載する場合は、解消できる影響と及ぼす影響の程度を定量的に説明することが必要である。また、回避、低減できない場合には、代償措置を検討することになるが、この場合も、代償措置の内容を具体的に記載し、解消できる影響と及ぼす影響の程度を定量的に説明することが必要である。

これらの場合、複数案を提示し、決定した案の選定理由を明確にするなど、検討経過を明らかにする必要があるが、フロー図やマトリックス表等を駆使するなど視覚に訴える手法を採用し、住民にとって、事業による影響が平易でかつわかりやすく工夫することが必要である。

なお、準備書や評価書段階において、盗掘や密猟等のおそれがある希少生物の分布等に関する情報については、その公表の方法に配慮する必要がある。

## 2-6 「行政の進める環境施策や目標との整合性を図った計画とする」

環境の恩恵を享受し、かつ、将来の世代によりよい環境を引き継ぐためには、県や関係市町村の環境基本条例、環境基本計画その他地域の環境保全に関わる施策等における基本理念や目標に考慮し、望ましい環境像の実現に資することを事業の目的や内容に組み込むことが重要である。

## 2-7 「事後調査の結果を適切なタイミングで公表する」

工事の実施段階や、事業の供用段階を対象に、事後調査や環境監視を行った場合は、適切な時期に公表する必要がある。事後調査や環境監視の結果は、実際に影響が生じた段階における影響の程度を示しており、事業を実施する他の事業者や審査を行う関係部署等にとって有益な情報である。さらには、効果的な環境保全措置の検討、調査や予測手法の技術向上にも寄与するものであるため、環境影響評価段階での調査や予測手法、採用した環境保全措置の内容とあわせて整理することが望ましい。

### 3 環境影響評価方法書作成上の留意事項

- ・事業計画の概要については、計画の熟度を高め、具体的かつ定量的に示すこと。また、計画の策定の経緯や環境保全の方針等も具体的に示すこと。
- ・地域の概況については、環境への影響範囲を考慮し、文献等による予備調査の結果を基に、必要な事項を整理し示すこと。
- ・環境影響評価項目の選定に当たっては、参考項目にとられることなく、事業特性と地域特性を踏まえ、柔軟に選定すること。なお、事業特性と地域特性を簡潔にまとめた上で、どのようにメリハリをきかせて、環境アセスを実施するのか、その考え方を記載すること。
- ・調査計画については、調査地域・地点・ルート、期間・頻度等を明確にすること。
- ・要約書は、方法書の内容をわかりやすく要約した概要版とし、縦覧や説明会における資料としても使用できるように作成すること。

### 4 環境影響評価準備書作成上の留意事項

- ・準備書は、原則として本編及びそれを補足する資料編とすること。
- ・本編は、必要な内容を簡潔に記述し、詳細なデータ等については、適宜資料編に記載すること。
- ・本編の作成に当たっては、できる限り平易な表現に努め、図表等を用いてわかりやすい内容とすること。
- ・住民意見等に対しては、誠意をもってわかりやすく回答すること。
- ・本編の編成は、原則として環境要素（中区分）ごとに、調査、予測、環境保全措置、評価を一括してストーリーをもって記述すること。特に環境保全措置については、複数案の検討過程等がわかるようにし、別途設けられている「環境の保全の措置」の章に安易に委ねることなく、省略しないようにすること。
- ・事後調査については、予測の不確実性を明らかにし、事後調査の計画を具体的かつ定量的に記載し、安易に予測結果が把握できないからという理由で抽象的に論じないこと。
- ・総合評価の章を設け、各環境要素ごとにとりまとめること。
- ・利用した文献又は資料等については、出典等を文献目録として整理すること。
- ・要約書は、準備書の内容をわかりやすく要約した概要版とし、縦覧や説明会における資料としても使用できるように作成すること。

### 5 環境影響評価書作成上の留意事項

- ・評価書は、準備書に準じて作成すること。
- ・準備書に記載した事項と評価書に記載した事項の相違について明らかにすること。

### 6 事後調査等報告書作成上の留意事項

- ・事後調査を行う前に専門家の意見を聴き、その計画を詳細に検討するとともに、必要に応じて委員会などを設置して環境保全措置の効果、実施した環境保全措置の妥当性及び新たな環境保全措置の必要性の有無について検討すること。
- ・事後調査の結果については、できる限り定量的かつ具体的に記述すること。
- ・環境影響評価との比較及び考察に当たっては、図表等を用いて明確に示すこと。

- ・事後調査の結果及び環境影響評価との比較を踏まえ、実施した環境保全措置の妥当性及び新たな環境保全措置の必要性の有無について記載すること。
- ・公表することを前提に、希少生物の分布については、別冊にする等の配慮をすること。
- ・事後調査報告書は、評価書の事後調査計画に基づき、原則として環境保全措置を講じた場合、その結果が出次第作成し、送付、公告・縦覧を行うこと。なお、緊急時や重大な調査結果が明らかになった場合等には、随時報告すること。
- ・最終の事後調査報告書提出の際は、それ以前の事後調査の内容を整理・総括の上で提出すること。

## <参考資料>

### 1 環境保全措置の立案と調査、予測、評価などの関係

環境保全措置の立案と調査、予測、評価などの関係などを以下に示す。

#### (1) 早期段階における環境保全への配慮

事業の実施に際しては、事業を計画する当初の段階から環境保全への配慮が検討されるのが通常である。事業の内容によっては、環境影響評価の手続きを開始する以前に環境保全対策が具体的に検討される場合も多い。一方、事業計画の熟度が高まった段階で環境保全措置の検討を行った場合は、適切な対策が組み込まれず、環境への重大な影響が懸念される事態も予想され、結果として、環境影響評価全体のやり直しや、事業計画そのものの大幅な手戻りを生じるおそれがある。このため、図に示すように事業計画の早期の段階で環境保全への配慮の検討を開始する必要がある。

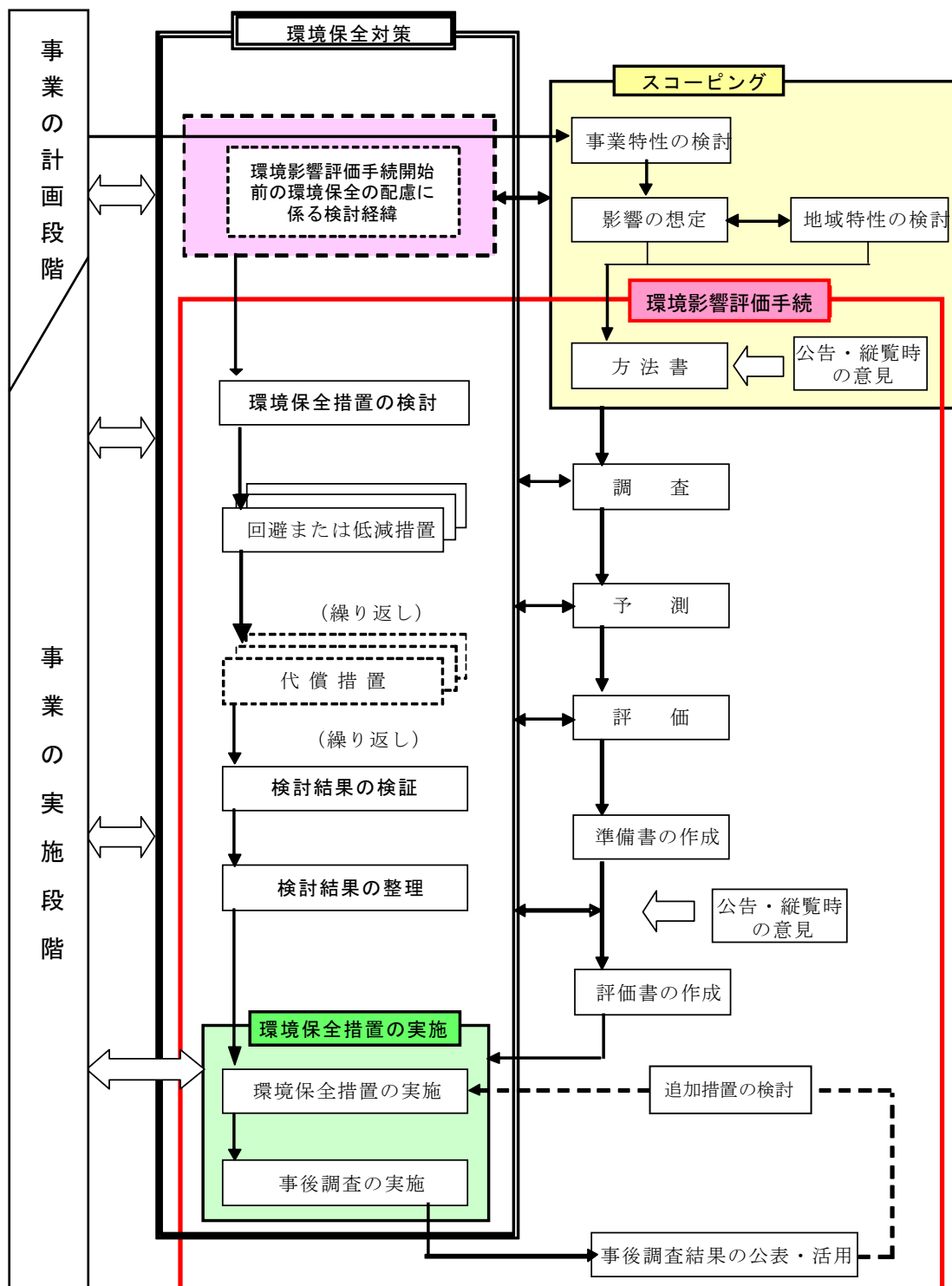
#### (2) 環境保全の基本的な考え方の明確化

方法書段階では、事業特性や地域の特性に応じて、どのように地域の環境の保全を図ろうと考えているのかを「環境保全の基本的な考え方」として整理し、これを事業計画案とともに明らかにすることが重要である。事業によっては、この段階で既に様々な具体的な環境保全措置が検討され、事業計画に組み入れられていることも多い。これらの環境保全措置については、「環境保全の基本的な考え方」の中で明記して、できるだけ早い段階で専門家等や住民などの意見を聴くことが有効である。

#### (3) 環境保全措置の立案

環境影響評価の実施にあたり、調査・予測と進んできた段階で環境保全措置を検討する際は、まず、環境影響評価の項目の選定（スコーピング）で検討した環境保全の基本的な考え方、スコーピングなどで得られた意見、調査・予測結果などをとりまとめ、環境保全措置を検討する観点を明らかにする。これを踏まえ、環境保全措置の対象とすべき環境要素を選定するとともに、それらをどの程度保全するかといった環境保全目標を明らかにし、保全方針として設定する。

次に、保全方針を踏まえて、予測した環境への影響を回避又は低減するための環境保全措置の具体的な内容、実施時期、実施範囲などを検討する。そして、その効果及び他の環境要素への影響に関する予測・評価を繰り返すことにより、当該環境要素への影響が十分に回避又は低減されているものであるかを検討する。環境保全措置の検討内容に応じて、事業計画案についても必要な見直しを行い、環境への影響を回避又は低減するための最善の環境保全措置がとられるよう検討を繰り返す必要がある。回避又は低減が不十分あるいは不可能である場合には代償措置を検討する。また、それらの確認、検証を行うための事後調査の実施についても、あわせて検討することが重要である。



資料「環境アセスメント技術ガイド 生態系」（平成 14 年 10 月、財団法人 自然環境研究センター）より作成



こうした環境保全措置の検討経緯は、事業計画の早期段階での環境保全に関する検討から準備書や評価書の作成時点までの事業計画案と環境保全措置の関係を含め、準備書や評価書において、わかりやすく示すことが必要である。

#### (4) 事業計画の検討段階に応じた段階的な環境保全措置の検討

環境保全措置の具体的な検討にあたっては、想定される影響要因の区分から、「存在・供用」の影響に対するものと「工事」の影響に対するものの検討が必要となる。

事業計画では、一般的に、「存在・供用」に関わる計画の検討が先行して行われ、検討手順としては、立地・配置あるいは規模・構造、施設・設備、管理・運営といった順に段階的に検討する。そして、「工事」に関わる工事計画の検討は「存在・供用」に関わる計画の検討がある程度進んだ段階で、これらの検討結果を計画条件として検討する。

環境保全措置は、こうした事業計画の検討段階に対応して、それぞれいくつかの措置案を検討し、影響の回避又は低減が最も適切に行えるものを選択する。

従来の環境影響評価においては、このような段階的検討手順を踏まなかったり、あるいは検討の経緯を示すことなく、最終的に採用した環境保全措置のみを記載するケースが多く見られた。このため、合意形成を図るための情報としては不十分なものとなり、かえって事業者に対する住民の不信感を醸成させる結果につながっていたケースもある。

このような点を改善するためには、環境保全措置の検討過程や選定理由を準備書や評価書において明確に表現することが重要である。

#### (5) 追加措置などの検討

工事中及び供用後においても、事後調査の結果によっては、環境保全措置の追加、それに伴う事業計画の修正、新たな事後調査の追加などが必要となる。

また、事後調査結果を当初の影響予測や環境保全措置の効果予測などと対比したり、検証した結果や事後調査で得られた知見は、将来の環境影響評価技術の向上に資するなどの観点から、一般に公表され、広く活用されることが望ましい。

## 2 環境保全措置の優先順位及び内容（回避、低減、代償）

### (1) 優先順位

- ①事業による影響が及ぶと予測され、環境保全措置を講ずる必要があると判断される環境要素に関し、その影響を「回避」又は「低減」するための措置を検討する。
- ②①による回避又は低減措置の効果が十分でないと判断された場合、もしくは不可避の理由により回避又は低減措置が不可能であると判断された場合に、はじめて「代償措置」を検討する。

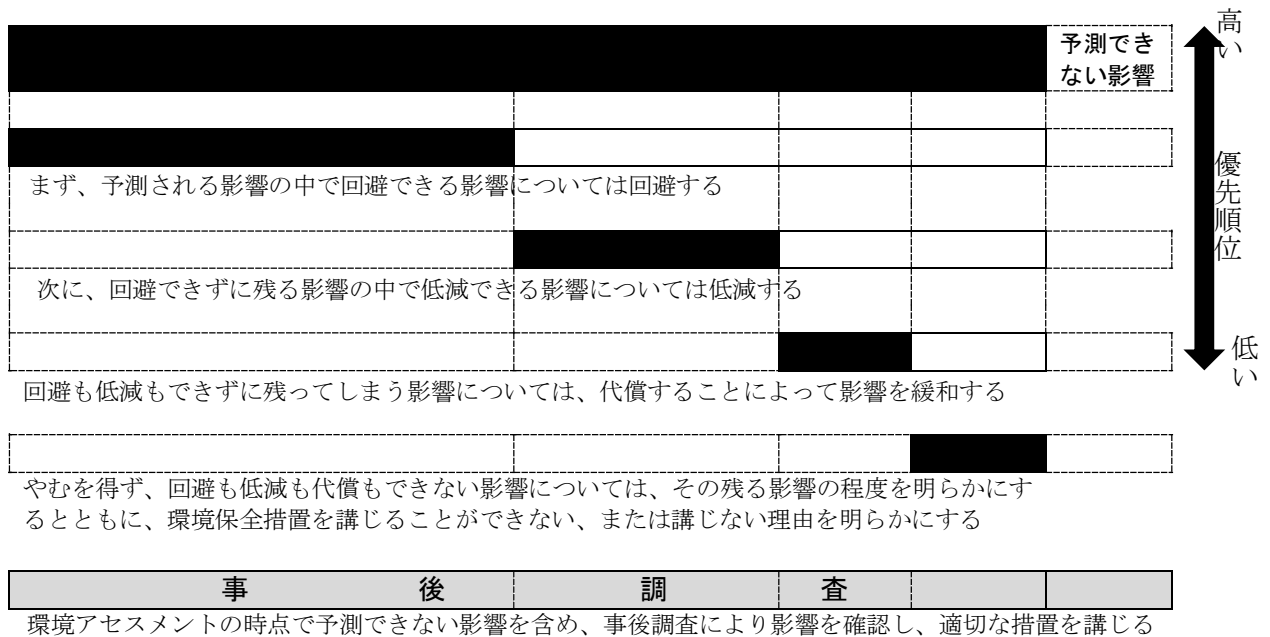


図 環境保全措置の優先順位と残る影響、事後調査の関係

出典：「環境アセスメントによるミティゲーション規定の変遷」（ランドスケープ研究 Vol. 61 No. 5, 1998）を改変

## （２）回避、低減、代償の考え方

ここでは、回避、低減、代償とは以下に示す内容として捉えるが、それらの間を厳密に区分できるものではない。

**回避**：行為（環境影響要因となる事業行為）の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。具体的には、事業の中止、事業内容の変更（一部中止）、事業地やルートの変更などがある。つまり、影響要因又はそれによる環境への影響を発現させない措置といえる。

**低減**：低減には、「最小化」、「修正」、「軽減／消失」といった措置が含まれる。最小化とは、行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化すること、修正とは、影響を受けた環境そのものを修復、再生又は回復することにより影響を修正すること、軽減／消失とは、行為期間中、環境の保護及び維持管理により、時間を経て生じる影響を軽減又は消失させることである。要約すると、何らかの手段で影響要因または影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置といえる。

**代償**：損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出することなどにより、損なわれる環境要素の持つ環境保全の観点からの価値を代償するための措置である。つまり、消失する又は影響を受ける環境にみあう価値の場や機能を新たに創出して、全体としての影響を緩和させることといえる。

## 第2章 技術指針の一般的事項について (条文の具体的な解説)

## 第2章 技術指針の一般的事項について

### (趣旨)

**第1条** この指針は、青森県環境影響評価条例（平成11年12月青森県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針並びに事後調査に関する事項を定めるものとする。

#### 【解説】

この指針は、条例の規定に基づき、以下に示す事項を定める。

- ・ 環境影響評価の項目及び手法の選定のための指針
- ・ 環境の保全のための措置に関する指針
- ・ 事後調査に関する事項

### (環境影響評価の項目等の選定に関する指針)

**第2条** 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第9条までに定めるところによる。

#### 【解説】

条例に基づき、対象事業に係る環境影響評価の項目及び手法の選定のための指針を以下（第3条から第9条まで）に定めることとしている。

### (事業特性及び地域特性の把握)

**第3条** 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

#### 【解説】

対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定する際に必要となる事業特性及び地域特性について、把握すべき内容及び手法を示したものである。

環境影響評価の項目や手法の選定に当たっては、①どのような環境影響要因が、②どのような地域に対して、③どの程度の環境影響を及ぼすおそれがあるのかについて検討されるものである。ここでは、検討の際の基礎的な情報として、事業特性及び地域特性の情報の把握を求めたものである。

事業特性及び地域特性の情報は、調査等の開始前段階において、環境影響評価の項目や手法を適切に選定するための必要な範囲内で、事業計画に沿って収集・整理しなければならない。

#### 一 事業特性に関する情報

- イ 対象事業の種類
- ロ 対象事業実施区域の位置
- ハ 対象事業の規模
- ニ 対象事業の内容
- ホ その他の事項

## 【解説】

事業特性に関する情報として、対象事業の種類、対象事業実施区域の位置、規模、対象事業の内容、その他の事項について把握する。

この段階で明らかにすべき事業特性は、以下のとおりである。参考資料1に各事業種別の明らかにすべき事業計画の内容例を示す。

- ・事業の名称
- ・事業者の氏名、住所
- ・対象事業の目的（事業の背景や必要性の記述を含む）
- ・対象事業の種類
- ・対象事業の規模（面積、長さ等）
- ・対象事業実施区域の位置（対象事業実施区域及び周辺を示した1/25,000程度の図）
- ・対象事業の概要（標準的な計画図、施設の配置図、事業スケジュール等）
- ・工事の実施に関する計画の概要（工事工程表等）
- ・その他の事項

## 二 地域特性に関する情報

### イ 自然的状況

- (1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）
- (2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (3) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (4) 地形及び地質の状況
- (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
- (7) 一般環境中の放射性物質の状況

### ロ 社会的状況

- (1) 人口及び産業の状況
- (2) 土地利用の状況
- (3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (4) 交通の状況
- (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (6) 下水道の整備の状況
- (7) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
- (8) その他の事項

## 【解説】

対象事業実施区域及びその周囲の地域特性を把握するための情報として、自然的状況及び社会的状況に関する情報を示したものであり、その主な内容は参考資料2に示す。

地域特性に関する情報の調査範囲は、環境の一体性及び事業の程度を考慮して設定することと

し、環境要素に応じて調査範囲を変更する必要がある。一般的に、対象事業実施区域を中心とする10km～20km四方程度の範囲とする。ただし、社会的状況については、原則として対象事業実施区域を含む市町村を対象とする。

調査方法は、国、県、市町村等の統計資料、調査報告書や国土数値情報、環境アセスメントデータベース“EADAS（イーダス）”等に加え、市町村史誌、郷土関係の出版物、学術論文等を収集・整理する。また、空中写真も既存資料として活用することが望ましい。

また、今後、広域にわたる環境（港湾、河川流域、大気環境、土地被覆状況等）の動態の把握、解析する際には、衛星画像データを利用することが有効である。

なお、詳細な調査方法、既存資料の例は各項目に示す。

**2 前項第1号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。**

**【解説】**

事業特性の把握については、事業特性に関する情報の他、事業内容の具体化の過程での様々な環境保全の配慮の検討経緯や内容についても含まれるように把握・整理するものとし、これを踏まえて、環境影響評価の項目及び手法を選定する必要がある。

**3 第1項第2号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとし、必要に応じ、国、県、市町村、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合において、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するものとする。**

**【解説】**

対象事業実施区域及びその周囲の地域特性に関する情報は、既存資料の収集により把握することとし、必要に応じて当該情報に関する知見を有する者から聴取、又は現地の状況を確認する。

既存資料の収集の際は、極力最新のものとするが、調査年次はできる限り統一する。経年的に把握されている情報については、過去及び現在の情報を把握するとともに可能な場合には将来の情報も把握する。

資料は、データの信頼性等を考慮した上で使用する。また、既存資料を使用した場合は、調査年、名称等を明記する。

社会的状況については、国や県、関係する市町村などの将来予測又は計画についても把握する必要がある。

**(環境影響評価の項目の選定)**

**第4条 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定に当たっては、当該対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合において、別表第1に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因について、別表第2においてその影響を受けるおそれのあるとされる環境要素の項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、事業特性及び地域特性に関する情報、方法書の作成等に関する手続を通じて得られた環境の保全の観点からの情報等を踏まえ選定する。**

### 【解説】

環境影響評価の項目は、対象事業による影響要因を検討した上、これらの影響要因により影響を受けるおそれのある環境要素への影響について、客観的かつ科学的な検討を通じて、事業特性及び地域特性に関する情報を十分に検討した上で、適切に項目を選定する。

別表第1備考第2に掲げる対象事業ごとの一般的な事業の内容を実施する場合の影響要因について、影響を受けるおそれのある環境要素の項目を「参考項目」として別表第2に示している。この一般的な事業の内容と事業特性の相違を把握した上で、参考項目を勘案しつつ、事業特性及び地域特性に関する情報等を踏まえ、環境影響評価の項目を適切に選定することが必要である。

なお、環境影響評価の項目の選定に際しては、事業特性及び地域特性を簡潔にまとめた上で、どのように環境影響評価の項目を選定したのか、その考え方を示す必要がある。

**2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。**

- 一 対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「工事の実施」という。）
- 二 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

### 【解説】

環境影響評価の項目の選定による検討は、事業特性に関する情報を踏まえ、①工事の実施、②工事完了後の土地又は工作物の存在及び供用の各段階ごとに、環境影響要因を検討する。

具体的には、事業により二酸化窒素等の汚染物質や騒音等の発生、樹木の伐採等による自然環境の悪化などの様々な影響要因に関し、例えば、「工事の実施」においては土地の造成、工事用建設機械の稼働、資材の運搬等、「存在」においては土地や工作物の存在、「供用」においては道路事業の自動車の走行や、鉄道の走行等が、それぞれ要因として適切に検討する。

なお、対象事業の工事の実施に当たり、事業予定地に既に存在していた工作物の撤去・廃棄を行うことが一連のものとして予定されている場合や、対象事業の工作物等が一定の時間が経過した後に撤去・廃棄されることが環境影響評価の実施時に予定されている場合、当該撤去等を影響要因とし、それによって影響を受けるおそれのある環境要素についても項目選定の対象とする。

**3 第1項の規定による検討は、次に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。**

### 【解説】

環境影響評価の項目の選定は、各環境要素に関する法令等による規制、目標の有無、環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮し、技術指針の別表1及び2をもとに適切に細区分した環境要素ごとに行う。

技術指針では、環境要素を大きく、①環境の自然的構成要素の良好な状態の保持、②生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全、③人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的文化的遺産等への配慮、④環境への負荷の量の程度、⑤一般環境中の放射性物質の5つに分け、従来のように公害と貴重な自然環境のみを対象にするのではなく、生物の多様性の確保及び自然環境の

体系的保全、人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的文化的遺産等への配慮のように対象とする環境の範囲を広げている。

なお、④環境への負荷の量の程度に区分している廃棄物等、温室効果ガス等及び⑤一般環境中の放射性物質は、①から③の環境要素に含めないこととしている。④の廃棄物等の要素は、事業の影響による状態の変化を予測することが困難であるため、負荷量を予測しその量を事業者が実行可能な範囲内で抑制されているかを評価することとなる。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ 大気環境

- (1) 大気質
- (2) 騒音（周波数がおおむね100ヘルツ以下の低周波音を含む。以下同じ。）
- (3) 振動
- (4) 悪臭
- (5) 風害
- (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

ロ 水環境

- (1) 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）
- (2) 水底の底質
- (3) 地下水の水質及び水位
- (4) 水象（地下水の水象を除く。以下同じ。）
- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ハ 土壌環境・その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。以下同じ。）

- (1) 地形及び地質
- (2) 地盤
- (3) 土壌
- (4) 日照障害
- (5) 電波障害
- (6) その他の環境要素

【解説】

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価する環境要素を、大気環境、水環境、土壌環境・その他の環境の3つに区分し、さらに細分化して選定する。

なお、事業特性及び地域特性によっては、風車の影など、その他の環境要素を追加選定できるようになっている。

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。）

- イ 陸生植物
- ロ 陸生動物
- ハ 水生生物
- ニ 生態系

【解説】

生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価する環境要素の区分を陸生植物、陸生動物、水生生物、生態系の4つに区分して選定する。



陸生植物、陸生動物、水生生物では、まず地域に分布する生育・生息種等の種類について把握した上で、「重要な種等及び群落」及び「重要な種及び注目すべき生息地」を抽出し、それらの分布状況、生態的特性等の詳細について把握する。

生態系では、陸生植物、陸生動物、水生生物の調査結果および生態系に係る他の調査項目の調査結果を基本に、生態系として総合的にとりまとめるとともに、地域の生態系を特徴づける注目種を複数選定し、対象地域の生態系の状況を評価する。

なお、「重要な種及び群落」及び「重要な種及び注目すべき生息地」は、環境省レッドリスト、青森県レッドデータブックなどの国、県レベルで重要と取り上げられているものだけでなく、関係する市町村の自然誌等に「重要・希少」などと特に記載されている種も対象としてとりまとめることが望ましい。

水生生物については、対象事業が影響を及ぼす環境を考慮し、項目として選定しないことも可能である。

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的文化的遺産等への配慮を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ 景観

ロ 人と自然との触れ合いの活動の場

ハ 文化財等（文化財及びこれに準ずるものをいう。以下同じ。）

【解説】

人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的文化的遺産等への配慮を旨として調査、予測及び評価する環境要素を景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財に区分して選定する。

景観を把握するための技術手法は、視覚を通じて認知される景観像として捉える二次元的景観（眺望景観）と、身のまわりの景観として認知される場として捉える三次元的景観（圍繞景観）とがある。ここでは、「眺望景観」として「景観資源」、「眺望点」、「眺望景観」を、「圍繞景観」として「景観資源」、「眺望点」をそれぞれ整理することとする。

「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の人が利用している場所や地域住民の日常の生活場所のうち景観資源を眺望する場所を、「景観資源」とは、不特定かつ多数の人が眺望する山岳、海浜などの自然及び自然と一体となった建造物等を、「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。

人と自然との触れ合いの活動の場は、キャンプ場、海水浴場、遊歩道などの野外レクリエーション施設のほか、地域住民等の日常生活における自然との触れ合い活動の場を含むものであり、例えば里山、海浜や川辺などの水辺環境、樹林地などの人が日常生活において一般的に自然と触れ合う場を含むことに留意する必要がある。触れ合い活動の例は、地域特性により、登山、ハイキング、キャンプ、自然観察、花見など様々な活動形態がある。

文化財は、国、県又は市町村により指定された文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地を示す。

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）

ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれのある物をいう。以下同じ。）

【解説】

環境への負荷の量の程度により予測及び評価する環境要素を廃棄物等、温室効果ガス等の2つに区分して選定する。

廃棄物等には、事業活動に伴う産業廃棄物、一般廃棄物のほか、建設工事に伴う副産物（建設

残土、建て替え工事に伴う産業廃棄物など)を含む。

温室効果ガス等には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)に定める温室効果ガス、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(昭和63年法律第53号)に定める特定物質、有害化学物質(PRTR法の対象物質等)の環境中への排出(大気・水質等の個別分野において扱われるべきものを除く)、熱帯材等環境との関わりの深い資源の消費が含まれる。

#### 五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 放射線の量

##### 【解説】

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価する環境要素は放射線の量とする。

放射線の量については、放射性物質による環境の汚染の状況の指標として広く用いられている空間線量率等によって把握することが考えられるが、事業特性に応じた環境保全措置を講じる場合等においては、必要に応じ、放射能濃度によって適切な取扱いを検討することが必要である。

なお、放射性物質を扱う施設としては以下のようなものがあり、括弧内に示したそれぞれの法律に基づき放射性物質に係る適正な管理・規制がなされることとなっていることから、条例ではこれらの施設の供用中の放射性物質による環境影響を評価対象としていない。

- ①病院や研究施設等の放射性物質を取扱う施設(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律)
- ②核原料・核燃料関連施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)
- ③事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に必要な中間貯蔵施設、指定廃棄物の最終処分場、除染事業等(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法)

4 第1項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。

- 一 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合
- 二 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

##### 【解説】

参考項目を選定しない場合の基本的な考え方を示したものである。参考項目を選定しない場合の具体的な例は以下のとおりである。

(一)は、参考項目として掲げられているものの、事業特性により影響を与える要因自体がない場合を示している。

例えば、事業排水に対してクローズドシステムの処理施設を設けることにより公共用水域には一切負荷を与えない場合の水質項目が想定される。

(二)は、環境影響を与える要因はあるものの、影響を受ける対象がない場合や、その対象が相当期間存在しないことが明らかな場合を示したものである。

例えば、長期間にわたり人の居住が想定されない農耕地等に道路を建設する場合の道路交通騒音のように影響を受ける対象が存在しないことが明らかなケースが挙げられる。この場合、都市計画等の位置づけにより、供用開始後の一定期間にわたり、建築制限等の私権制限が働く等の根拠が示される必要がある。

5 第1項の規定による項目の選定は、前条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

【解説】

項目の選定は、事業特性、地域特性を十分に踏まえて科学的かつ客観的に行われることが重要である。このため、事業者が最新の知見を導入しつつ様々な環境情報等に対して客観性、科学性の観点から検討を行うことができるよう、必要に応じて専門家等の助言を受けようとしたものである。

なお、専門家等の助言を受けた時は、助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理し、また、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

6 環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ第1項の規定により選定した項目（以下「選定項目」という。）の見直しを行うものとする。

【解説】

環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合は、選定項目の見直しを行う。

項目に係る新たな事情とは、事業計画の熟度に応じた影響要因の見直しや地域特性に関する新たな情報が得られた場合などが想定される。

選定項目とは、影響要因と環境要素を関連づけ、環境影響評価の調査、予測及び評価する項目として選定した項目のことである。

7 第1項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定項目として選定した理由を明らかにできるように整理するものとする。

【解説】

事業者は、選定した項目を技術指針別表1、2を基に整理して、その結果を一覧表にまとめ、一覧表には、選定項目として選定した理由を明記することを求めている。

（調査、予測及び評価の手法の選定）

第5条 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第9条までに定めるところにより選定して行うものとする。

【解説】

対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての基本的な考え方を示している。

一 前条第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定項目 汚染物質の濃度その他の指標に

より測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法

【解説】

「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に区分される選定項目に係る調査、予測及び評価の基本方針を示しているものであり、これらの選定項目はこの基本方針に沿って具体的な調査、予測及び評価の手法が選定されることになる。

具体的には、窒素酸化物のような汚染物質の濃度やCOD等のような汚濁物質の指標により測られる汚染の程度及び広がり、騒音、地形・地質等のような環境要素そのものの状態の変化の程度及び広がりについて、人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす影響を調査、予測及び評価することとなる。汚染や環境要素の状態の変化には、狭い範囲に強い汚染や状態の変化が現れるものや、汚染や状態の変化の程度は低いが大範囲にわたって影響のあるものなどがある。これらの強度と広がりの方を把握し、予測、評価することが必要である。

二 前条第3項第2号イ、ロ及びハに掲げる環境要素に係る選定項目 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上、希少性、種の保存上又は地域の象徴性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上、希少性、種の保存上又は地域の象徴性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

【解説】

陸生植物、陸生動物及び水生生物は、その生息又は生育の状況の調査結果から、学術上、希少性、種の保存上又は地域の象徴性の観点から重要な種の分布状況、生息又は生育の状況、重要な植物群落の分布状況、動物の注目すべき生息地の分布状況について調査し、予測及び評価の手法を選定する。

動物の注目すべき生息地として集団繁殖地を例示しているが、これは鳥類やトンボ類などの集団繁殖地を想定している。

なお、土地の改変による動物の生息環境、植物の生育環境への直接的影響を及ぼすような場合に加えて、大気質、騒音、振動、水質などの影響予測の結果を踏まえた予測及び評価の手法を選定することにも留意する必要がある。

三 前条第3項第2号ニに掲げる環境要素に係る選定項目 地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集（別表第3において「注目種等」という。）を複数抽出し、これらの生態、他の動植物の種若しくは生態系との相互関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法

【解説】

地域を特徴づける生態系は、植物及び動物、水生生物その他の調査結果を踏まえて生態系の特徴を概括的に把握した上で、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境や生育環境を調査し、生態

系への環境影響の程度を適切に把握できる調査、予測及び評価の手法を選定する。

生態系の特徴に応じて、ワシ・タカなどの猛禽類や大型哺乳類のように食物連鎖の上位に位置づけられる生物種（上位性）、生物間の相互関係や生態系の機能に重要な役割を持ち地域に広く分布する種や生物群集（典型性）、湿地や洞窟などの対象事業実施区域及びその周囲で特殊な環境に生息又は生育する生物種（特殊性）の視点から注目される複数の生物種又は生物群集について、その生態、生物間の相互関係、その生息環境又は生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を予測する。

**四 前条第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法**

**【解説】**

景観に係る選定項目は、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できる調査、予測及び評価の手法を選定する。

眺望の状況は、景観資源を眺望する視点（場所）及びその眺望景観を調査し、対象事業の実施に伴う土地又は工作物の存在及び供用に伴う環境影響の程度を予測する。

**五 前条第3項第3号ロに掲げる環境要素に係る選定項目 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法**

**【解説】**

人と自然との触れ合い活動の場は、野外レクリエーションや日常的な人と自然との触れ合い活動が行われる施設や場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法を選定する。

調査地域においては、野外レクリエーション施設等の分布、利用経路や利用状況などを調査し、その特性を把握した上で対象事業の実施による環境影響の程度を予測及び評価する。

なお、人と触れ合い活動の把握には、文献等資料の収集だけでは把握できないものがある場合は、現地調査やヒアリング、アンケート調査などを行う必要がある。

**六 前条第3項第3号ハに掲げる環境要素に係る選定項目 歴史的文化的遺産に関し、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により保護されている有形文化財、埋蔵文化財、史跡、名勝、天然記念物及び伝統的建造物群並びに地域のシンボリックな樹木等これらに準ずるものの状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法**

**【解説】**

歴史的文化的遺産に関して、文化財保護法により保護されている文化財等や地域のシンボリックな樹木等を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法を選定する。

調査地域においては、文化財等の分布、規模、価値等を調査し、その特性を把握した上で対象事業の実施による環境影響の程度を予測及び評価する。

なお、天然記念物は、「地形・地質」、「植物」、「動物」等の関連する環境項目について調査等が行われている場合も、「文化財」の項目においてその内容を記載する。

**七 前条第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目 廃棄物等に関してはそれらの発**

**生量、最終処分量その他の環境への負荷の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法**

**【解説】**

廃棄物等に関しては、発生量、最終処分量その他の環境への負荷の程度を把握できる手法を、温室効果ガス等に関しては、発生量その他環境への負荷の程度を把握できる手法を選定する。

廃棄物等や温室効果ガス等は、一事業者のみで環境の状態の変化を予測することは困難な面が多い。しかし、これらの要素は循環型社会の構築に向けた廃棄物の排出抑制、再利用、適正処理の推進や、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス等の排出削減という今日的課題を持つものであるため、対象事業の実施に伴う負荷の量を予測し、事業者の実行可能な範囲内でどれだけ負荷の量を抑制できているかを評価することを求めたものである。

これらの項目は、対象事業の実施に伴う発生量等を予測し、その発生量等が事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されているかを評価する。

**八 前条第3項第5号に掲げる環境要素に係る選定項目 放射線の量の変化を把握する手法**

**【解説】**

一般環境中の放射性物質に関して、放射線の量の変化を把握する方法を選定する。

調査は、国や地方公共団体等による既存の測定結果を活用するとともに、必要に応じて地域における環境情報等を参考とし、実測に当たっては一般的に実施されている測定方法を参考に行う。

調査、予測及び評価は、その段階における科学的な知見に基づいて行う。

なお、一般環境中の放射性物質の挙動、動植物への影響等については、研究が進められているため、その動向に留意が必要である。

**2 前項の規定による手法の選定は、第3条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。**

**【解説】**

環境影響評価の手法の選定に当たっては、最新の科学的知見に基づき環境影響評価を客観的に行うことが重要であるため、必要に応じ専門家その他の環境影響評価に関する知見を有する者の助言を受けて行う。

なお、専門家等の助言を受けた時は、助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理し、また、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

**3 環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ第1項の規定により選定した手法の見直しを行うものとする。**

**【解説】**

環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じた場合には、手法の見直しを行う。

手法に係る新たな事情とは、事業計画の熟度に応じた予測条件の見直しや地域特性に新たな情報が得られた場合、新たな予測手法が適正であると考えられる場合などが想定される。

なお、手法とは、環境影響評価の調査、予測及び評価の際に選定した手法である。

**4 第1項の規定による手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるように整理するものとする。**

**【解説】**

選定した手法を整理して、その結果を一覧表にまとめ、事業者がどのような考え方や経緯に基づいて手法を選定したかを明確にすることにより、環境影響評価の透明性及び信頼性の向上を図るものである。

**(参考手法)**

**第6条 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定における参考項目に係る調査及び予測の手法の選定に当たっては、別表第1に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに別表第3に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、事業特性及び地域特性に関する情報、方法書の作成等に関する手続を通じて得られた環境の保全の観点からの情報等を踏まえ選定するものとする。**

**【解説】**

調査、予測及び評価の手法を選定する際の基本的な考え方を示したものである。

別表第1備考第2に掲げる対象業種ごとの一般的な事業の内容を実施する場合の参考項目に係る参考となる調査及び予測の手法を「参考手法」として別表第3に示している。この一般的な事業の内容と事業特性の相違を把握した上で、参考手法を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、事業特性及び地域特性に関する情報等を踏まえ、手法を適切に選定することが必要である。

**2 前項の規定により手法を選定するに当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合には、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測手法を選定するものとする。**

- 一 参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
- 二 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
- 三 類似の事例により参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
- 四 調査の手法については、参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

**【解説】**

「参考手法より簡略化された手法（簡略化手法）」を選定する場合の条件を示したものである。

簡略化手法は、次項の重点化手法と対照されるものであり、事業特性と地域特性からみて参考項目に係る環境への影響が極めて小さいことが明らかな場合などに、選定項目の調査又は予測の手法を簡略化することである。具体的には調査の一部を省略したり、参考手法よりも簡易な方法によって調査又は予測を行うことである。

簡略化手法は以下に示す場合に選定することとなる。しかし、必ずしも簡略化手法を選定しなければならないというわけではなく、事業による影響の程度を考慮して過大な調査や予測を行う必要はないということである。

また、道路事業による騒音や工場・事業場の新設による大気質など、事業特性を考慮すると当

該事業に特徴的な環境要素や、地域特性から重要と考えられる環境要素については簡略化手法を安易に採用すべきではない。

(一) の例としては、実績がある抜本的な環境保全措置によりその影響を低減する技術が確立されている場合には、当該環境保全措置の実績、効果、運用・管理などの事例を引用し、これを解析する簡略化手法が考えられる。このような場合、環境影響評価の項目として選定しないことも考えられるが、対象事業の特性からみて、一般的に当該事業に固有の影響要因である場合は、項目として選定する必要がある。

(二) の例としては、対象事業実施区域の周囲に、現況では人家がなく、県又は関係する市町村の長期計画などからみても相当期間住宅地となることが想定されない場合が考えられる。

(三) の例としては、既に事業者又は他の事業者が対象事業と類似した事業を実施しているような場合で、これを類似事例として解析することにより予測する場合が考えられる。

(四) の例としては、対象事業実施区域の周辺で行われた既存の調査結果が参照できる場合で、かつ、調査時期、調査地域、調査地点などから予測及び評価に必要な情報を得られる場合が考えられる。

**3 第1項の規定により手法を選定するに当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合には、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測手法を選定するものとする。**

- 一 事業特性が参考項目に係る著しい環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
- 二 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
  - イ 参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
  - ロ 参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象
  - ハ 参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

**【解説】**

「参考手法より重点化された手法（重点化手法）」を選定する場合の条件を示したものである。重点化手法は以下に示すように、事業特性から選定項目に係る環境影響が著しいものとなるおそれがある場合、自然的条件又は社会的条件から環境影響を受けやすい地域、法令等により環境保全上の観点から保全又は保護すべき地域として指定された地域、既に当該環境要素に係る環境の状態が悪化しているか悪化するおそれがある地域であり、対象事業により相当程度の環境影響を及ぼすおそれがある場合に選定する。

(一) の例としては、対象事業による大気汚染物質排出量や水質汚濁負荷量が相当程度多い場合、改変する土地面積が広い場合、一般的には使用されない特殊な燃料を大量に使用する場合などが考えられる。

(二) イの例としては、接地逆転層などの発生が顕著であることが確認されている地域における大気質、学校、病院等が立地する地域における大気質、騒音、振動や、既に貴重な動植物が確認されている地域における植物、動物、水生生物又は生態系などが考えられる。

(二) ロの例としては、自然公園法の規定に基づく特別地域等で対象事業を実施する場合や当該地域に影響を及ぼすおそれがある場合における動物、植物、生態系、景観など、また、大気汚染防止法や水質汚濁防止法の規定に基づく総量規制基準が定められた地域における大気質や水質



が考えられる。

(二) ハの例としては、環境基準が定められている環境要素（大気質、水質、騒音、土壌）で、既に環境基準を超えているか、又は将来超えるおそれがある地域で事業を実施する場合の当該環境要素などが考えられる。

#### (調査の手法)

**第7条 対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。**

#### 【解説】

調査の手法は、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定する。

予測及び評価に必要とされる水準とは、対象事業の実施に伴う環境影響が事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されているか、国、県又は市町村の環境保全上の基準や目標との整合が図られているかという観点から評価できる水準を意味する。

なお、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が様々な要因により時間の経過に伴って変化することに留意する必要がある。

**一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報**

#### 【解説】

選定項目に係る「調査すべき情報」の内容は、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に応じて適切に設定しなければならない。ここでは調査すべき情報の内容として、選定項目に係る環境要素自体の情報及びそれに関連する自然的情報及び社会的情報を示している。

**二 調査の基本的な手法 国、県又は市町村が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法**

#### 【解説】

調査の基本的な手法として、以下に示す方法によって得られる情報を整理及び解析する手法を選定する。

- ① 国、県又は関係する市町村が有する文献その他の資料の入手
- ② 専門家等からの科学的知見の聴取
- ③ 現地調査
- ④ その他の方法

①は、既存資料の収集であり、国、県又は市町村が調査した結果（年次報告書や調査報告書等公表しているものなど）、大学その他の研究機関が公表した学術調査結果、その他刊行物等により整理・解析する手法である。

調査又は予測について手法の重点化を選定した場合などは、国、県又は関係する市町村からより詳細な調査データの提供を受けて解析する場合もあるため、資料の入手方法については事

前に関係する機関に確認することが必要である。

②は、学識経験者のほか、当該環境要素に関連した実務に携わる者も含む。

③は、①又は②の手法により得た結果について、より詳しい資料を得る必要がある場合に行う最も基本的な手法である。なお、現地調査を行う際は、魚類調査に係る特別採捕許可など、事前に関係法令等に定める届出等が必要となることがあるため、事前に十分確認しておく必要がある。

**三 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。） 対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域**

**【解説】**

調査地域は、調査すべき情報の特性、事業特性及び地域特性を踏まえて適切に設定されるものであり、その際の基本となる地域の範囲を示したものである。

「環境影響を受けるおそれがある地域」とは、環境の状態が一定程度以上変化するおそれがある地域を示したものであり、調査すべき情報の特性や個々の事業に応じて適切に設定しなければならない。

「土地の形状が変更される区域」とは、造成・伐採等により動植物の生息・生育の場が消滅するなど直接的に影響を受ける区域を示す。また、「その周辺の区域」とは、直接的に改変されないが造成・伐採等による環境条件の変化により間接的な影響を受ける区域を示す。これらの区域は事業特性及び地域特性に応じて適切に設定しなければならない。

「その他の調査に適切な範囲」とは、必ずしも影響が及ぶ範囲とは限らないが、例えば、対象事業実施区域周辺の大気汚染の状況を把握するために当該地域を代表する常時監視測定局のデータを活用する場合等において、当該測定局も調査の範囲に含まれるべきことを示したものである。

**四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（以下「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点**

**【解説】**

調査地点は、環境影響を受ける対象の特性を考慮し、調査地域を代表する地点を選定する。調査地点の例としては、以下のものが考えられる。

- ・騒音、振動、日照障害などの調査では、保全対象となる地点
- ・動物の調査では、動物の採餌や営巣などを考慮した生活圏
- ・景観の調査では、不特定多数の人が利用する主要な眺望点

**五 調査に係る期間、時期又は時間帯（以下「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯**

**【解説】**

調査を行う期間、時期又は時間帯は、選定項目の特性に応じて設定する。

事業特性により、影響要因が特定の時間帯に限られる場合、人の一日の生活行動を考慮する場合、動物の生態に考慮する場合など適切な時期又は時間帯を設定する必要がある。

なお、環境要素には、気象等により季節的・時間的に変動するものとし、ないものがある。季節的に変動する項目（大気質、水質、植物、動物など）は、年間にわたる状況を適切に把握する必要

がある。この場合、通年の調査が望ましいが、季節ごとに代表する調査時期を設定し、それぞれ適切な調査時期を設定してもよい。この場合、設定した調査期間又は時期が年間にわたる変動を代表できる理由を整理しておく必要がある。

**2 前項第2号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。**

**【解説】**

法律又は条例等により定められた調査方法がある場合における調査手法の選定の考え方について示したものである。

例えば、環境基準等が設定されている項目は、法令等により調査方法が定められている場合がある。この場合、当該基準と比較する観点から当該調査方法を選定し、又は当該調査方法による値が換算できるような調査手法を設定する必要がある。

**3 第1項第5号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう設定するとともに、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を設定するものとする。**

**【解説】**

調査の期間について、特に季節による変動を把握する必要がある場合の調査時期の設定の考え方について示したものである。

例えば、大気汚染の調査では、風向・風速・降雨等の季節的な気象の変動により測定値は大きく左右される。このような場合は、一時的な変動が無視できるように四季を通じた調査等が必要となる。

また、河川の水質や植物相、動物相のように四季により状況が変化する項目は、これらの状況を適切に把握できる期間の設定が必要となる。このような調査対象は一般的に1年以上の調査期間を設定する必要がある。

なお、年間を通じた調査については、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始する必要がある。

**4 調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。**

**【解説】**

環境影響評価は、事業の実施に際して、適正な環境配慮を行うことを目的に実施するものである。しかし、極端に精緻な現況調査を行った場合、結果として環境破壊を引き起こすおそれのある調査手法を選定する可能性があるため、ここではこのような手法が選定されないことがないように注意を喚起したものである。

例えば、植物や動物の調査では、採取や捕獲をできるだけ避け、写真やビデオなどによる撮影の手法を採用することなどが考えられる。

**5 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根**

扱、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。

【解説】

調査の手法の選定は、調査により得られる情報が記載された文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件などを明らかにするとともに、希少な動植物に関する情報の公開に関して配慮すべき事項を示したものである。

文献その他の資料により調査する場合は、文献に記載された情報に関する調査の前提条件等を明らかにする必要がある、そうしたことが明らかにできない文献又は資料は採用すべきでない。

また、希少な動植物の生息又は生育に関する情報の公表は、乱獲や無用な立入などにより影響を防止するため、必要に応じて種及び場所を特定できないよう表記方法を工夫する必要がある。

6 調査の手法の選定に当たっては、既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

【解説】

調査すべき情報について他の機関等により継続的に調査が行われている場合は、事業者が行う結果との比較を行う。

これは、気象や水象など長期間の観測結果がある場合は、その結果を調査の結果と比較することにより、より適切な予測及び評価を行うためである。以下に長期間の観測結果がある例を示す。

- ・気象  
国、県又は市町村による気象観測所の情報
- ・大気質、水質、騒音、振動など  
国、県又は市町村による長期にわたる定点調査の情報
- ・道路交通量  
全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）

（予測の手法）

第8条 対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、第6条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

【解説】

対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を考慮し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定する。

なお、第6条は、技術指針の別表第3に示す参考手法を基準に、選定項目に関する影響の程度又は地域特性に応じ簡略化手法又は重点化手法を選定する。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、

模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法）

【解説】

予測の基本的な手法は、環境の状況の変化又は負荷の量を定量的に把握することであり、その手法として理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法を選定する。

予測の手法は、環境影響を適切に評価するために必要な水準を確保できるものを選定する。この場合、事業特性及び地域特性から予測の簡略化手法又は重点化手法を採用するかを考慮の上、選定する必要がある。

なお、かつこ書きは、環境影響を定量的に把握することが困難な場合には、定性的に把握する手法を選定することを示したものである。予測は「環境の状況の変化又は環境への負荷の量」を明らかにすることであるため、予測の手法はできるだけ定量的に把握する手法を選定することが望ましい。しかし、その手法が確立されていない場合やその採用が困難な場合は、定性的に把握する手法を選定する。

二 予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域

【解説】

予測地域は、調査地域のうちから適切に選定する。

予測地域は、調査地域に準ずるのが基本である。ただし、調査の対象としていない地域への影響が予測されるような場合には、評価するための情報を得るため、改めて調査を行うことが必要となる。

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（以下「予測地点」という。） 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

【解説】

予測地点は、地域を代表する地点、特に環境影響を受ける地点、保全すべき対象への環境影響を把握できる地点とすることを示したものである。

本項に示した内容は、調査地点の選定についても同様であるため、予測地点は調査地点に準ずるのが基本である。ただし、調査で得られた情報を予測地点にそのまま用いることが適切でないと判断される場合や、調査地点よりも詳細な予測地点を設定した方が適当な場合がある。このような場合には、調査で得られた情報の適用性を十分吟味した上で、より適切な予測地点を設定するとともに、必要に応じて補足調査の実施も検討する。

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。） 供用開始後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）並びに工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

【解説】

予測の対象時期等は、供用開始後においては、予測に適切かつ効果的な時期として、対象事業が定常の状態に達する時期及び環境影響評価の段階で設定可能な場合には影響が最大となる時期についても予測時期に設定する必要がある。

工事の実施においては、当該工事の実施による環境影響が最大となる時期を設定する。

その他、予測に適切かつ効果的な時期、期間及び時間帯を選定項目ごとに選定する必要がある。

**2 前項第4号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあつては、同号に規定する時期での予測に加え、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。**

**【解説】**

予測の対象時期に関する留意事項としては、工事の実施においては環境影響が最大となる時期又は対象事業の供用開始後定常状態となる時期を選定することが基本である。しかし、定常状態となるまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測対象期間内で大きく変化する場合、又は工事完了前に土地若しくは工作物の供用が予定される場合は、必要に応じて予測対象時期として選定した時期に加えて中間的な時期での予測を行う。

「予測の前提条件の変化」とは、関連する道路計画、港湾整備、下水等整備計画などの進捗状況の変化などが考えられる。

「工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合」とは、対象事業に係る全体の工事が完了する前に一部区間を供用する場合、施設等の一部を先行して供用する場合などを想定している。工事の期間が長期に及ぶ場合や埋立事業なので施工区間が分割される場合もこれに準ずる。

**3 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項を、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにするものとする。**

**【解説】**

予測手法の選定に当たっては、予測の前提条件等を明確にする。

例えば、予測地域等が適切に設定されているか、予測項目に適した手法を用いているか、予測の適用範囲を超える無理な予測を行っていないか、予測に用いた気象データ、自動車等の排出原単位、拡散パラメータ等は適切に設定されているか等の予測の前提条件等に関して、その内容及び妥当性を明らかにすることにより、環境影響評価の信頼性の確保を図る。

また、予測結果が示される場合には、これらの予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及びパラメータ等と、予測結果との対応関係が明らかになるようにする必要がある。

**4 予測の手法の選定に当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあつては、現在の環境の状況を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、県及び関係する市町村が有する情報を収集して設定するよう努めるものとし、将来の環境の状況の推定に当たって、国、県又は市**

町村により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるようにするものとする。

【解説】

予測手法の選定に当たっては、対象事業以外の要因によりもたらせる予測対象地域の将来の環境の状況（いわゆる「バックグラウンド」）を考慮して予測し、バックグラウンドの推定に当たっては県又は関係する市町村の有する情報を収集し、その内容を明らかにした上で、推定する。

予測又は評価に当たっては、選定項目の予測対象時期における環境の状況について、バックグラウンドを考慮することが困難な場合は、現在の環境の状況をバックグラウンドとしてもよい。

このバックグラウンドは、県又は関係する市町村による環境保全施策（例：大気汚染物質排出量の低減対策、水質汚濁物質負荷量の低減対策など）の効果を考慮して推定することができるが、その場合は、その施策の内容、目標年度などを明確に整理する必要がある。

5 予測の手法の選定に当たっては、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

【解説】

予測は、ある程度の科学的知見の限界による不確実性を伴うものであるが、その不確実性の程度の大きさや、不確実性に係る環境影響の程度の大きさによっては、当該予測の不確実性の内容及び程度を明らかにする。

具体的には以下に示す場合のように、予測の不確実性が残り、それにより評価に影響が生じる場合にはその内容及び程度を明らかにする必要がある。

不確実性の程度を把握するため、必要に応じて、予測の前提条件の違いによる予測結果のばらつきの程度を検討する必要がある。

- ・ 予測の前提条件として設定した拡散パラメータ等の係数が、必ずしも地域特性に合致したものではないものの、科学的知見の限界からそのような係数を使わざるを得ない場合
- ・ 経年的なデータが存在せず異常年に該当し得る可能性の高い実測気象データのみで予測を行う場合
- ・ 複雑地形下での騒音の予測など通常の伝搬理論式が適用しにくい場合であっても当該理論式を採用せざるを得ない場合
- ・ 動植物の予測の前提として生態系の移植など科学的知見に乏しいミティゲーション手法（環境影響緩和措置）を採用する場合
- ・ 実績のない新規の環境保全対策を前提として予測を行う場合

(評価の手法)

第9条 対象事業に係る環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- 一 調査及び予測の結果並びに第11条第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。こ

の場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。

【解説】

環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、対象事業の実施による影響を実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかを検討することに留意する必要がある。

評価は、調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合はその結果を踏まえ、対象事業の実施による影響が回避され、又は低減されているかを事業者の見解として示すことにより行うことになる。

二 国、県又は市町村による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるように整理しつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

【解説】

環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、国、県又は市町村による基準や目標が示されている場合は、調査及び予測の結果との整合が図られているかどうか検討することに留意する必要がある。

国、県又は市町村による環境保全施策のうち、環境基準が設定されている場合や青森県環境計画（青森県）等において具体的な基準や目標が明らかにされている場合には、これらの内容と整合性があるかどうかについて検討する必要がある。この場合、基準等が達成されるか、または整合性があればそれだけで良いというわけではなく、さらに環境影響の回避又は低減に努める必要がある。

また、工事の実施に伴い長期間にわたって影響を受けるおそれがある環境要素で当該環境要素に係る環境基準が設定されている項目については、環境基準との整合が図られているかについても評価を行う必要がある。

なお、法令により個々の事業者が必ず守らなければならない基準等（排出基準、排水基準など）は、環境影響評価を行う以前に守る必要があることから、ここでいう「基準又は目標との整合」とは異なるものとして扱うことになる。

三 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

【解説】

環境影響評価の評価の手法の選定に関するその他の留意事項として、事業者以外の者が行う環境保全措置の効果を見込む場合には、その内容を明らかにする。

「事業者以外の者が行う環境の保全のための措置」は、下水道の整備、バイパス道路の整備などが考えられる。なお、この場合に留意すべきことは、当該措置が計画通り進捗しているか、選定項目の予測対象時期において効果的であるかについて客観的に検討した上でその効果を見込む必要がある。

（環境保全措置に関する指針）



**第10条 対象事業に係る環境の保全のための措置に関する指針については、次条から第13条までに定めるところによる。**

**【解説】**

事業者による環境保全措置の検討は、この指針の定めにより行う。

**(環境保全措置の検討)**

**第11条 対象事業に係る環境影響評価を行うに当たっては、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること、及び当該環境影響に係る環境要素に関して国、県又は市町村による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。**

**【解説】**

環境保全措置は、環境影響がないか又はその程度が極めて小さいと判断される場合を除き、検討されなければならないこと、また、環境影響の回避又は低減及び環境要素に係る基準又は目標の達成は、環境影響を評価するための最も重要な要件であり、環境保全措置はこれを担保することを目的に検討する。

「環境影響がない」とは、保全対象に対して有意な影響がないことをいう。また、「環境影響の程度が極めて小さい」とは、対象事業の実施による環境の変化が十分小さく、かつバックグラウンド又は周辺の状態を勘案した環境影響も十分に小さい場合をいう。「環境影響がない」又は「環境影響の程度が極めて小さい」と判断した場合は、できる限り具体的にその根拠を示す必要がある。

「事業者により実行可能な範囲内」は、事業者において確実に実行されることを想定するもので次のような観点が考えられる。

- ・事業者が無理なく負担できる事業費として、環境保全措置にあてることができること（経済性）
- ・環境保全措置を講ずるための用地等を必要とする場合は、当該用地等が物理的に確保できる見通しがあり、法律的にも社会的にも事業者が実行可能なこと（物理的、法律的、社会的妥当性）
- ・科学的知見や技術に照らして、環境保全措置が事業者において実行可能であること（技術的現実性）
- ・環境保全措置の実施に伴い地域住民及び関係者の安全性が確保できること（安全性）

環境保全措置の例としては、大気汚染物質や水質汚濁物質の除去設備などの導入により環境への影響を低減する方法に加え、事業計画の規模の縮小も含む。

「損なわれる環境の有する価値を代償する」例としては、環境保全措置を講じても対象事業の実施により動物の生息環境の消失が避けられない場合、その生息環境が「環境の有する価値」であり、その環境を新たに創造することが「代償する」ということになる。

**2 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。**

### 【解説】

環境保全措置の検討に当たっては、複数の環境保全措置について影響の回避又は低減の観点から比較検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ代償措置を検討する。

代償措置は、対象事業によって消失する環境が有する機能と同種又は同質の環境を、事業者が新たに創造するものである。この段階で重要なことは、影響の回避又は低減のための検討を十分に行った上で影響の予測及び評価を実施し、「その結果を踏まえ、必要に応じ」検討するものであり、環境保全措置による環境影響の回避又は低減が十分でない場合にのみ講ずるものであることに留意する必要がある。

従って、土地造成などの事業により動植物の生息環境又は生育環境の一部が消失する場合において、計画する人工緑地が消失した生息・生育環境としての機能をもたない修景緑化である場合は、代償措置とはいえない。

なお、代償措置は新たに環境を創造することとなるために不確実性の程度が大きい場合が多いことから、学識経験者等の意見を聞くなど慎重な検討が望まれる。

### (検討結果の検証)

**第12条 環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。**

### 【解説】

環境保全措置の検討は、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る影響が回避又は低減されているかを、複数案の比較検討、実行可能なより良い技術を導入しているかの検討、その他適切な検討により検証する。

「複数案の比較検討」は、立地場所、建造物の構造・配置のあり方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として、当初案から最終案に至るまでの検討案を環境影響の回避又は低減の観点から時系列に示す方法や、あらかじめ複数案について長所、短所を比較検討するなど並列的に示す方法がある。これらの検討を通じて、事業者の実行可能な範囲で環境影響が回避され、又は低減されているか否かについて評価が行われる。

「実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討」は、環境保全対策に係る技術が日々進展している中で、ある程度一般化され実用化されている技術のうちから事業者の実行可能な範囲内で採用し得る技術の導入について検討する。これらの検討を通じて、事業者の実行可能な範囲で環境影響が回避され、又は低減されているか否かについて評価が行われる。なお、これらの環境保全措置は事業者の実行可能な範囲で行われるものであり、技術的に十分な研究がなされていない思いつきの対策や、過剰な経費を要する対策、現実的に機能し得ない対策等は含まれない。

### (検討結果の整理)

**第13条 環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。**

- 一 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法
- 二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要なに応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- 三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響

- 四 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由  
五 代償措置にあつては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容  
六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

【解説】

環境保全措置を検討した結果について、明らかにすべき事項を列挙し、これを整理することを示したものである。

2 環境保全措置の検討を段階的に行つたときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるように整理するものとする。

【解説】

環境保全措置を段階的に検討した場合には、環境保全措置の具体的内容について検討が行われた段階ごとの検討の経緯を明らかにする必要がある。

環境保全措置の検討経緯が明らかにされることで、事業者の取組が的確に情報提供されることとなり、事業への理解の促進にもつながることとなる。

(事後調査)

第14条 次に掲げる場合は、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行うものとする。

- 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合
- 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合
- 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- 四 代償措置を講ずる場合であつて、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
- 五 環境保全措置の効果を確認するまでに時間を要し、継続的な監視が必要な場合
- 六 予測の結果が国、県又は市町村による環境の保全の観点からの施策によって定められた基準値又は目標値と近接し、環境に影響を及ぼすおそれのある場合

【解説】

事後調査は、事業の実施前に行う環境影響評価において、その調査、予測及び評価の不確実性を補う等の観点から位置づけられているものであり、第14条（一）～（六）に示すような場合、工事中及び供用開始後における環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、実施しなければならない。

（一）の例として、以下のものが考えられる。

- ・予測技術に不確実性が高い場合。例えば、新しい予測手法を採用した場合や定量的な予測手法が確立しておらず類似事例等によつた場合等。特に自然環境に係るものに多い。
- ・予測条件に不確実性が高い場合。例えば、完了後に土地の分譲を行う等、事業の特性として予測時点で条件が確定できない場合等。

（二）の例としては、以下のものが考えられる。

- ・新たな技術を用いており、その効果に関する知見が十分でない場合。
- ・立地条件等により効果が異なるため、個別に効果を検証する必要があるもの。植栽、移植、ビオトープ（野生生物の生息空間）の造成等の自然環境に係るものが多い。

- ・適正な管理等を前提として影響がないとしている場合。例えば、有害物質を使用するが適正に管理するために影響がないという場合。

(三) の例としては、以下のものが考えられる。

- ・工事中及び供用後の環境の状態等の調査を通じて、環境保全措置の詳細化を行おうとする場合。例えば、事業実施箇所付近で確認されている猛禽類について、工事中も観察を継続し、新たな繁殖の可能性が確認された際は、専門家等の助言を得ながら工事工程や作業時間等の見直しを行う場合等。

(四) の例としては、以下のものが考えられる。

- ・代償措置の効果に不確実性が高い場合。例えば、代償措置により新たに生息地等を創出した場合に、事業の実施に伴い消失する環境が有する機能と同種又は同質の環境となるかどうか不確実性が高い場合等。

(五) の例としては、以下のものが考えられる。

- ・環境保全措置の効果を直ちに確認できない場合。例えば、代償措置により新たに生息地等を創出する場合など、環境保全措置の効果を長期間にわたって監視する必要がある場合。

(六) の例としては、以下のものが考えられる。

- ・大気、騒音、水質などの予測値が国や県、又は関係する市町村の定める基準値等に近接する場合。例えば、周辺に住宅が近接した事業において、環境保全措置を考慮したにも関わらず建設機械の稼働による騒音の予測値が騒音規制法に定めた規制値に近接する場合。

事後調査は、このように環境保全措置を講じた場合に当該環境保全措置の内容の検討や新たな環境保全措置の必要性を検討するために行うものであり、法令等に基づくばい煙の測定などのように事業者が義務づけられる調査とは区別して考える。

また、事後調査の実施にあたっては、必要に応じて委員会などを設置して、事後調査実施前の具体的な調査計画の検討、実施した環境保全措置の妥当性及び新たな環境保全措置の必要性の有無について検討することが望ましい。

**2 前項の規定による事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。**

- 一 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。
- 二 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
- 三 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。
- 四 必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

**【解説】**

事後調査の項目及び手法の選定に当たっての留意事項を示したものである。

(一) 事後調査の項目は、その必要性を踏まえ、事業特性及び地域特性に応じた適切な項目を選定する。

なお、事後調査の結果は、(二) に示すように評価書に記載した調査、予測及び評価の結果との比較検討を行うことになるため、事後調査を実施する時点での事業内容に関する事項、工事の実施にあたっては工事内容（建設機械の種類、仕様、配置など）、供用段階にあつては対象事業の内容（ばい煙の排出実績、車両の運行実績など）などを把握しておく必要がある。

(二) 事後調査の項目及び手法の選定は、当該項目の特性、事業特性及び地域特性を考慮し適

切に選定するとともに事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討ができるように選定する。

(三) 事後調査の手法は環境への影響が小さい手法を選定する。

(四) 客観的かつ科学的な根拠に基づき事後調査の項目及び手法を選定する。

**3 第1項の規定による事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めるものとする。**

一 事後調査を行うこととした理由

二 事後調査の項目及び手法

三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針

四 事後調査の結果の公表方法

五 県、市町村その他の事業者以外の者（以下この号において「県等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における、当該県等との協力又は当該県等への要請の方法及び内容

六 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあってはその名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容

七 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項

**【解説】**

事後調査の項目や手法の選定に係る留意事項を示したものである。これらについて「できる限り明らかにするよう」としたのは、予測の不確実性の程度は、選定項目の特性、事業特性により、なお検討を要する場合もあるなど、状況によって明らかにすることができない場合もあり得ることから、その時点で明らかにできるものについて可能な限り明らかにするよう求めている。

具体的には、(一)～(三)は、環境保全措置の検討や事後調査の項目や手法の選定を通じて、できる限り明らかにされるものである。

(四)は、事後調査の結果の公表方法について明らかにするよう求めたものである。

(五)は、事業者が行う事後調査において、例えば県のモニタリング等を活用する場合の県との協力、又は県への要請の方法及び内容について、明らかにするよう求めたものである。

(六)は、例えば対象事業の実施後に施設等が他の者に譲渡される場合や、土地区画整理事業の組合施行のように対象事業実施後に組合が解散される場合など、事後調査の運用を他の者に引き継ぐ際の協力の方法及び内容を明らかにするよう求めたものである。

(七)は、前述したもの以外にも、明らかにすることができるようにしたものであり、例えば、事後調査の実施時期等がこれに該当する。

**4 事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意するものとする。**

**【解説】**

事後調査の終了や調査結果の環境保全措置への反映に際しては、客観的かつ科学的な根拠に基づく検討が必要であり、その検討の必要に応じ専門家の助言を受けることとする。

(その他)

**第15条** この指針は、環境影響評価に関する科学的知見の進展及び事例の蓄積により、その妥当性について検討し、必要な改定を行うとともに、5年程度ごとを目途に全般について点検し、見直しを行うものとする。

**【解説】**

環境影響評価及び事後調査に関する科学的知見は日々進展しており、社会的なニーズも絶えず変化することから、知見の進展や実施例の積み重ねに応じて、5年程度を目途に、適宜、技術指針の妥当性を検討しながら、改定を行うことを示したものである。

別表第1 対象事業・影響要因関連表

影響要因の区分		工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用									
		資材等の運搬	建設機械の稼働	土地の造成・樹木の伐採等	工作物の建設	工事に伴う排水	廃棄物等の発生・処理	変更後の地形・樹木伐採後の状態	変更後の河川・湖沼・海域	工作物の出現	自動車・鉄道等の走行	資材・製品等の運搬	施設の稼働	取水・揚水・排水等	人の居住・利用	廃棄物の処理	有害物質等の使用・排出
対象事業の区分																	
1	道路の新設及び改築	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○			
2	ダム、堰又は河川工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
3	鉄道又は軌道の建設及び改良	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		
4	飛行場及びその施設の設置及び変更	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		
5	発電所の設置及び変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		
6	廃棄物処理施設の設置並びに構造及び規模の変更	焼却施設	○	○	○	○	○	○	○		○					○	○
		し尿処理施設	○	○	○	○	○	○	○		○					○	
		PCB処理施設	○	○	○	○	○	○	○		○					○	○
		最終処分場	○	○	○	○	○	○	○		○					○	○
7	公有水面その他の水面の埋立て及び干拓	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
8	土地区画整理事業	○	○	○		○	○	○		○					○		
9	新住宅市街地開発事業	○	○	○		○	○	○		○					○		
10	工場又は事業場の用地の造成	○	○	○		○	○	○		○		○	○				
11	新都市基盤整備事業	○	○	○		○	○	○		○					○		
12	流通業務団地造成事業	○	○	○		○	○	○		○		○			○		
13	宅地造成事業	○	○	○		○	○	○		○					○		
14	農用地造成事業	○	○	○		○	○	○						○			
15	工場又は事業場の設置並びに構造及び規模の変更	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○			
16	畜産施設の設置並びに構造及び規模の変更	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○			
17	ゴルフ場又はレクリエーション施設等の設置並びに構造及び規模の変更	○	○	○	○	○	○	○		○			○	○	○		○
18	土石の採取	○	○	○		○	○	○				○	○	○			
19	建築物の新築	○	○	○	○	○	○	○		○					○		

備考 1 ○印は、影響要因の区分の各欄に掲げる影響要因が、対象事業の区分の各項に掲げる事業が一般的な内容によって実施された場合に生ずるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる対象事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

(1) 道路の新設及び改築

・道路の構造が、地表式、掘割式又は嵩上式である。

- ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
  - ・道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。
  - ・必要に応じて、既存の工作物を除去する。
  - ・工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を自動車が行く。
- (2) ダム、堰又は河川工事
- ダム
    - ・転流工、堤体基礎掘削工、基礎処理工、堤体工、洪水吐工、放流設備工及び管理用設備工等を行う。
    - ・ダムの堤体の材料となる原石等を採取する。
    - ・骨材プラント、コンクリート製造設備、運搬設備及び濁水処理設備等の施工設備並びに掘削土、工事に資する機械、骨材等を運搬するための工事用の道路を設置する。
    - ・ダム事業により発生した掘削土等を事業実施区域内において処理する。
    - ・既存の道路の機能を確保するために必要となる道路を設置する。
    - ・ダムの堤体、道路等の施設、原石山の跡地、建設発生土処理場の跡地及び貯水池が存在する。
    - ・当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供する。
  - 堰
    - ・土砂等の掘削を行い堰を設置する。
    - ・土砂等の掘削を行い護岸を設置する。
    - ・土砂等の掘削及びしゅんせつを行う。
    - ・堰、護岸等の施設及び湛水区域が存在する。
    - ・当該堰を流水の貯留又は取水の用に供する。
  - 湖沼水位調節施設
    - ・盛土等を行い堤防を設置する。
    - ・土砂等の掘削を行い水門を設置する。
    - ・土砂等の掘削及びしゅんせつを行う。
    - ・堤防、水門等の施設及び施設の操作により露出することとなる水底が存在する。
    - ・水門を操作し流水の貯留又は取水の用に供する。
  - 放水路
    - ・土砂等の掘削を行い堰や水門等を設置する。
    - ・土砂等の掘削を行い護岸を設置する。
    - ・盛土等を行い堤防を設置する。
    - ・堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在する。
    - ・当該放水路を洪水調節の用に供する。
- (3) 鉄道又は軌道の建設及び改良
- 鉄道
    - ・鉄道施設の構造が、地表式、掘割式又は嵩上式である。
    - ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
    - ・鉄道施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。
    - ・必要に応じて、既存の工作物を除去する。
    - ・工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車が行く。
  - 軌道
    - ・軌道施設の構造が、地表式、掘割式又は嵩上式である。
    - ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
    - ・軌道施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。
    - ・必要に応じて、既存の工作物を除去する。
    - ・工事の完了後、当該事業の目的である軌道施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車が行く。
- (4) 飛行場及びその施設の設置及び変更
- ・車両により、資材及び機械の運搬を行う。
  - ・建設機械を用いて、飛行場及びその施設の設置又は変更に係る工事を行う。
  - ・工事の完了後、当該事業の目的である施設が存在し、かつ、当該飛行場が航空機の運航の用に供される。
- (5) 発電所の設置及び変更
- 水力発電所
    - ・工事に資する資材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
    - ・建設機械の稼働として、水路工事、発電所建屋工事、機械据付工事、純揚水式発電所の場合は上部・下部調整池工事、流れ込み式発電所の場合は取水堰等工事を行う。
    - ・造成工事及び施設の設置等として、作業坑、土捨て場、工事用道路の関連工事を行う。
    - ・地形改変後の土地及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された水路（取水口、導水路、水圧管路、水槽、放水路、放水口）、発電所、開閉所、管理用道路を有する。
    - ・発電施設の供用及び貯水池の存在として、純揚水式発電所の場合、上下調整池、上下部ダムを有する。
    - ・河水の取水として、流れ込み式発電所の場合、取水堰等を有する。
  - 火力発電所
    - ・工事に資する資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通



- 勤、残土、伐採樹木、廃材等の搬出を行う。
- ・建設機械の稼働として、しゅんせつ工事、港湾工事、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。
- ・造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。
- ・地形改変及び施設の有存在として、地形改変等を実施し建設された汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）を有する。
- ・燃料の種類は、天然ガス（LNGを含む。）、石炭、石油、副生ガスがある。
- ・排水は、排水処理施設で処理した後に公共水域に排水する。
- ・温排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表層又は深層、放水方式として表層又は水中によるものがある。
- ・機械等の稼働として、汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）の運転がある。
- ・資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出がある。
- ・発電設備から産業廃棄物が発生する。
- 地熱発電所
  - ・工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
  - ・造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地等、坑井掘削工事、建築物、工作物等の構築工事を行う。
  - ・地形改変及び施設の有存在として、地形改変等を実施し建設された地熱発電所を有する。
  - ・地熱流体の採取及び熱水の還元は、生産井で地下深度から採取した地熱流体を上記と熱水に分離して、上位を利用し還元井にて熱水を地下深度へ還元する。
  - ・排ガスとして、蒸気中に含まれるガスを抽出し、冷却塔から排出する。
  - ・排水は、復水器冷却系統からの排水を河川に排出する。
  - ・発電設備から産業廃棄物が発生する。
- 風力発電所
  - ・工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
  - ・建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。
  - ・造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。
  - ・地形改変及び施設の有存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有する。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変等を伴う。
  - ・施設の稼働として、風力発電所の運転を行う。
- (6) 廃棄物処理施設の設置並びに構造及び規模の変更
  - 焼却施設
    - ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
    - ・建設機械を稼働し、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。
    - ・造成等の施工として、樹木の伐採、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。
    - ・地形改変後の土地及び施設の有存在として、地形改変等を実施し建設された焼却施設その他の附帯設備を有する。
    - ・工事の完了後、廃棄物の焼却処理を行う。
    - ・車両により、処理を行う廃棄物の搬入及び発生する廃棄物等の搬出を行う。
  - し尿処理施設
    - ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
    - ・建設機械を稼働し、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。
    - ・造成等の施工として、樹木の伐採、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。
    - ・地形改変後の土地及び施設の有存在として、地形改変等を実施し建設されたし尿処理施設その他の附帯設備を有する。
    - ・工事の完了後、し尿の処理を行う。
    - ・車両により、処理を行う廃棄物の搬入及び発生する廃棄物等の搬出を行う。
  - PCB処理施設
    - ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
    - ・建設機械を稼働し、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。
    - ・造成等の施工として、樹木の伐採、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。
    - ・地形改変後の土地及び施設の有存在として、地形改変等を実施し建設されたPCB処理施設その他の附帯設備を有する。

- ・工事の完了後、低濃度PCB廃棄物の焼却処理を行う。
- ・車両により、処理を行う廃棄物の搬入及び発生する廃棄物等の搬出を行う。
- 最終処分場
  - ・最終処分場の種類は、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場とする。
  - ・立地の形式は、陸上埋立とする。
  - ・準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行う。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行う。
  - ・工作物として、擁壁その他の貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の附帯設備を有する。
  - ・埋立を行う廃棄物は、分解性有機物（プラスチックを除く。）を含む。
  - ・埋立を行う廃棄物を道路を経由して搬入し、埋立供用時は即日覆土を行う。
- (7) 公有水面その他の水面の埋立て及び干拓
  - ・道路を経由し、又は船舶を利用して資材等の搬出入を行い、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行う。
  - ・建設機械又は作業船を使用し、堤防及び護岸の築造を行う。
- (8) 土地区画整理事業
  - ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
  - ・建設機械を稼働し、造成工事を行う。
  - ・雨水等の排水を行う。
  - ・工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供される。
- (9) 新住宅市街地開発事業
  - ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
  - ・建設機械を稼働し、造成工事を行う。
  - ・雨水等の排水を行う。
  - ・工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供される。
- (10) 工場又は事業場の用地の造成
  - ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
  - ・建設機械を稼働し、造成工事を行う。
  - ・雨水等の排水を行う。
  - ・工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、工場・研究施設、倉庫等の立地並びに工場等の稼働の用に供される。
- (11) 新都市基盤整備事業
  - ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
  - ・建設機械を稼働し、造成工事を行う。
  - ・雨水等の排水を行う。
  - ・工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供される。
- (12) 流通業務団地造成事業
  - ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
  - ・建設機械を稼働し、造成工事を行う。
  - ・雨水等の排水を行う。
  - ・工事の完了後、当該敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、トラックターミナル、卸売市場並びに倉庫、貯蔵庫等の立地の用に供される。
- (13) 宅地造成事業
  - ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
  - ・建設機械を稼働し、造成工事を行う。
  - ・雨水等の排水を行う。
  - ・工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供される。
- (14) 農用地造成事業
  - ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
  - ・建設機械を稼働し、造成工事を行う。
  - ・雨水等の排水を行う。
  - ・工事の完了後、敷地が農業の用に供される。
- (15) 工場又は事業場の設置並びに構造及び規模の変更
  - ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
  - ・建設機械を稼働し、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。
  - ・造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。

- ・地形改変後の土地及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された工場・事業場その他の附帯設備を有する。
  - ・工事の完了後、工場・事業場が稼働する。
  - ・車両により、原材料や製品の搬入がある。
- (16) 畜産施設の設置並びに構造及び規模の変更
- ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
  - ・建設機械を稼働し、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。
  - ・造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。
  - ・地形改変後の土地及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された畜舎、家畜ふん尿処理施設その他の附帯設備を有する。
  - ・工事の完了後、畜産施設が稼働する。
  - ・車両により、飼料等の搬入や廃棄物等の搬出がある。
- (17) ゴルフ場又はレクリエーション施設等の設置並びに構造及び規模の変更
- ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
  - ・建設機械を稼働し、造成工事を行う。
  - ・工事の完了後、敷地がゴルフ場、スキー場、その他のレクリエーション施設等の立地の用に供される。
  - ・車両により、利用者等の通行がある。
- (18) 土石の採取
- ・土石の採取の方法は露天掘削とする。
  - ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
  - ・建設機械を稼働し、土石の採取の用に供する施設の建設工事を行う。
  - ・工事の完了後、土石の採取の用に供する施設が稼働する。
  - ・車両により、土石の搬出がある。
- (19) 建築物の新築
- ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
  - ・建設機械を稼働し、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。
  - ・造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。
  - ・地形改変後の土地及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された建築物その他の附帯設備を有する。

別表第2 影響要因・環境要素関連表

影響要因の区分			工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用									
			資材等の運搬	建設機械の稼働	土地の造成・樹木の伐採等	工作物の建設	工事に伴う排水	廃棄物等の発生・処理	変更後の地形・樹木伐採後の状態	変更後の河川・湖沼・海域	工作物の出現	自動車・鉄道等の走行	資材・製品等の運搬	施設の稼働	取水・揚水・排水等	人の居住・利用	廃棄物の処理	有害物質等の使用・排出
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	○	○	○	○					○	○	○		○	○	○	
		騒音	○	○								○	○	○		○	○	
		振動	○	○								○	○	○		○	○	
		悪臭											○				○	
		風害								○								
	水環境	水質		○	○		○		○						○	○	○	○
		水底の底質		○			○		○						○		○	○
		地下水の水質及び水位			○										○		○	○
		水象							○	○					○			
	土壌環境・その他	地形・地質			○				○	○	○							
		地盤(地盤沈下)			○						○				○			
	他の環境	土壌(土壌汚染)			○												○	○
		日照障害									○							
電波障害										○	○							
風車の影												○						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生植物(重要な種及び群落)				○				○	○	○			○				
	陸生動物(重要な種及び注目すべき生息地)		○	○	○				○	○	○	○	○	○				
	水生生物(重要な種及び群落並びに注目すべき生息地)				○		○		○	○	○			○				
	生態系(地域を特徴づける生態系)				○				○	○	○			○	○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的文化的遺産等への配慮を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観(主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観)								○	○	○							
	人と自然との触れ合いの活動の場(主要な人と自然との触れ合いの活動の場)		○	○					○	○	○	○	○		○			
	文化財等				○	○			○		○							
環境への負荷の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物			○			○					○		○	○		
		副産物(残土)			○			○										
	温室効果ガス等												○		○	○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量		○*	○*	○*		○*	○*				○*				○*		

- 備考 1 ○印は、環境要素の区分の各項に掲げる環境要素が、影響要因の区分の各欄に掲げる影響要因により環境影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。
- 2 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
- 3 この表において「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ、学術上、希少性、種の保存上又は地域の象徴性の観点から重要であるものをいう。
- 4 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

<参考資料>

1. 事業種別に明らかにすべき事業計画の内容例

事業種別	明らかにすべき事業計画の内容
道路の新設及び改築	道路の長さ、車線数、設計速度、計画交通量、構造の概要（盛土、切土、トンネル、橋梁、高架等の標準断面図）、休憩施設等の有無及び位置
ダム、堰又は河川工事	貯水又は湛水区域及びその面積、ダム又は河川構造物の構造
鉄道又は軌道の建設及び改良	鉄道の長さ、本線路数、最高速度、列車の計画運行本数、構造の概要（盛土、切土、トンネル、橋梁、高架等の標準断面図）、駅舎並びに車庫等の有無及び位置
飛行場及びその施設の設置及び変更	滑走路の長さ、利用を予定する航空機の種類及び数
発電所の設置及び変更	敷地面積、使用する主なエネルギー源及び使用量、使用又は発生の可能性のある有害物質の種類及び量、排出ガス量（1時間当たりの最大量）及び煙突高、風力発電機の種類、定格出力、基数、ハブ高さ、ローター直径、ブレード枚数
廃棄物処理施設の設置並びに構造及び規模の変更	敷地面積、処理する廃棄物の種類並びに内容及び量等、廃棄物の処理方法（排出ガス、排出水の処理方法を含む）、焼却施設の処理能力（1時間当たり）並びに排出ガス量及び煙突高、し尿処理施設の処理能力（1日当たり）並びに排出水量及び排出口位置、最終処分場の埋立面積並びに容量及び埋立に供する年数、埋立後の利用等の方法
公有水面その他の水面の埋立て及び干拓	埋立面積、上物の用途、施設等の規模
土地区画整理事業	施行区域の面積、主な土地利用の用途及びその面積、計画人口、最大の建物高さ（又は階数）
新住宅市街地開発事業	敷地面積、主な土地利用の用途及びその面積、計画人口
工場又は事業場の用地の造成	敷地面積、工業用及びその他の用途の種類とその面積、予定する主な業種、規模、件数等、予定する従業員数
新都市基盤整備事業	敷地面積、主な土地利用の用途及びその面積、計画人口
流通業務団地造成事業	敷地面積、流通業務用及びその他の主な用途の種類とその面積、整備する流通業務施設の種類の種類、予定する自動車交通量
宅地造成事業	敷地面積、主な土地利用の用途とその面積、計画人口、戸建て・集合の別、最大の建物高さ（又は階数）
農用地造成事業	敷地面積、主な土地利用の用途
工場又は事業場の設置並びに規模の変更	敷地面積、工業用及びその他の用途の種類とその面積、予定する主な業種、規模、件数等、予定する従業員数
畜産施設の設置並びに構造及び規模の変更	敷地面積、畜産用及びその他の用途の種類とその面積、規模、件数等、予定する従業員数
ゴルフ場又はレクリエーション施設等の設置並びに構造及び規模の変更	敷地面積、主な土地利用の用途とその面積
土石の採取	採取又は掘削の用に供する場所の面積、土石の種類、量及び期間、採取の方法、採取後の処理又は利用等の方法
建築物の新築	敷地面積、主な土地利用の用途及びその面積

## 2. 地域特性について把握する情報

地域特性の種類		把握する情報の主な内容
自然 的 状 況	気象、大気質、騒音、振動等の大気環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風向、風速、気温、降水量、日射量等の一般的な気象の状況</li> <li>・大気質、騒音、振動及び悪臭等に係る環境の状況</li> <li>・環境基準等の達成状況等</li> </ul>
	水象、水質、水底の底質等の水環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形態特性、流量、流域面積、水深、流況等の一般的な水象の状況</li> <li>・水質、底質、地下水等に係る環境の状況</li> <li>・環境基準等の達成状況等</li> </ul>
	土壌及び地盤の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌に係る環境の状況</li> <li>・環境基準等の達成状況</li> <li>・地盤の性状及び地盤沈下の状況等</li> </ul>
	地形及び地質の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形の分布状況</li> <li>・表層の土壌の状況</li> <li>・重要な地形及び地質の分布状況等</li> </ul>
	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸生及び水生の動植物の生息・生育種</li> <li>・注目すべき動植物の分布・生息・生育状況、重要な群落及び集団繁殖地等の分布状況及びそれらの広域的な位置づけ</li> <li>・複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況等</li> </ul>
	景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観資源及び眺望点の概要</li> <li>・注目すべき景観資源及び眺望点の分布及び特性</li> <li>・野外レクリエーション地の概要及び注目すべき野外レクリエーション地の分布及び特性</li> <li>・日常的な自然との触れ合い活動が一般的に行われる施設等の概要及び注目すべき施設等の分布及び特性等</li> </ul>
	一般環境中の放射性物質の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線の量の状況</li> <li>・気象の状況等</li> </ul>
社 会 的 状 況	人口及び産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口の分布、動態、密度、世帯数及び集落の分布</li> <li>・産業の構造、産業人口、生産品目、生産量及び生産額等</li> </ul>
	土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用の概況及び変遷（土地利用の指定状況及び土地利用の将来計画等）</li> <li>・都市計画の状況（市街化区域、市街化調整区域及び用途地域）等</li> </ul>
	河川、湖沼、海域及び地下水の利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水域の概況</li> <li>・水面、地下水、その他の水利用の状況</li> <li>・漁業権の設定状況等</li> </ul>
	交通の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、鉄道、空港及び港湾の状況</li> <li>・交通の将来計画等</li> </ul>
	学校、病院等の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、病院その他の環境の保全について配慮が必要な施設の位置</li> <li>・住宅、集落の分布状況等</li> </ul>
	下水道等の整備の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道、上水道の整備状況及び計画</li> <li>・廃棄物処理施設の状況等</li> </ul>
	環境の保全を目的として法令等により指定された地域等及び当該地域等に係る規制の内容等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本法に基づく環境基準の類型指定の状況</li> <li>・自然環境保全法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、青森県公害防止条例等に基づく環境の保全に係る地域等の指定及び規制の状況</li> <li>・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、砂防法等の防災に係る主な指定地域等</li> <li>・文化財等の指定状況等</li> </ul>
	その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気質、騒音、振動、悪臭、水質等に関する苦情の状況その他必要な事項</li> </ul>

### 3. 関係法令による指定及び規制状況の整理の例

地域・地区等		法令との関係の有無 (○、×)	法令等	
土地利用計画に係るもの	都市地域	市街化区域	都市計画法	
		市街化調整区域		
	農業地域	農業地域	農業振興地域の整備に関する法律	
		農用地区域		
	森林地域	国有林	森林法	
		地域森林計画対象民有林		
		保安林		
自然環境保全地域		自然環境保全法		
自然公園地域		自然公園法		
公害防止に係るもの	大気汚染	環境基準	環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法	
		排出基準		大気汚染防止法、青森県公害防止条例、ダイオキシン類対策特別措置法
	水質汚濁	環境基準	健康項目	環境基本法
			生活環境項目 (水域類型指定)	
			ダイオキシン類	
		排水基準	ダイオキシン類対策特別措置法	
		上乗せ排水基準	水質汚濁防止法、青森県公害防止条例、ダイオキシン類対策特別措置法	
			排水基準を定める条例、〇〇市公害防止条例	
	土壌汚染	環境基準	環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法	
		要措置区域		
		形質変更時要届出区域	土壌汚染対策法	
		農用地土壌汚染対策地域		
	騒音	環境基準(地域の類型指定)	環境基本法	
		騒音規制地域	騒音規制法、青森県公害防止条例	
		指定地域以外の地域	〇〇市公害防止条例	
	振動	振動規制地域	振動規制法、青森県公害防止条例	
		指定地域以外の地域	〇〇市公害防止条例	
	悪臭	悪臭規制地域	悪臭防止法、青森県公害防止条例	
		指定地域以外の地域	〇〇市公害防止条例	
自然環境保全に係るもの	自然公園等	国立公園	自然公園法	
		国定公園		
		県立自然公園	青森県立自然公園条例	
	自然環境保全地域等	原生自然環境保全地域	自然環境保全法	
		自然環境保全地域		
		県自然環境保全地域		青森県自然環境保全条例
		県開発規制地域		
	鳥獣保護区等	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
		銃猟禁止区域		
		休猟区		
	ふるさとの森と川と海保全地域	青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例		
国土保全に係るもの	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律		
	地すべり防止区域	地すべり等防止法		
	砂防指定地	砂防法		
	保安林	森林法		
文化財に係るもの	史跡・名勝・天然記念物	文化財保護法		
		青森県文化財保護条例		
	埋蔵文化財	文化財保護法		
	青森県文化財保護条例、〇〇市文化財保護条例			
景観に係るもの	青森県大規模行為景観形成基準	青森県景観条例		